

素案



くしろ男女平等参画プラン

中間改定

〈平成26年度～29年度〉

釧路市

はじめに

釧路市では、平成9年11月に「くしろ男女共同参画プラン」を、平成20年3月に「くしろ男女平等参画プラン」(以下、「プラン」とする。)を策定し、男女がともに自分らしく生き生きと暮らせる男女平等参画社会の実現を目指し、「プラン」に基づく諸施策の推進に努めてきました。

また、平成22年12月には「釧路市男女平等参画推進条例」を制定、平成23年4月1日から施行し、男女がともに支えあい創りあげていく社会を目指して、様々な施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。

しかしながら、少子高齢化の進展や家族や地域社会の変化、経済の長期低迷など社会情勢の変化に対応するには、まだまだ取り組むべき課題がたくさんあります。

国においては、男女共同参画社会の実現は、政府一体となって取り組むべき最重要課題であるとし、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

このたび、本市のプランは策定から6年目の折り返しに入り、これまでの取組や成果、また、平成24年10月に実施した「男女平等参画に関する市民意識・実態調査」の結果を踏まえて、推進すべき施策の見直しなど一部修正を加えたプランの中間見直しを実施いたしました。

男女平等参画社会の実現を目指し、市民、企業、市民団体などの皆さまと連携しながら、本プランの推進に努めてまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの見直しに当たり、ご尽力をいただきました釧路市男女平等参画審議会委員の皆さまをはじめ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまや関係各位に心からお礼申し上げます。

平成26年3月

釧路市長 蝦名大也

目 次

はじめに

第1章 基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨	8
2 5年間のプランの検証	8
3 計画の位置づけ	9
4 計画期間	9
5 プランの基本理念と基本目標	10
6 プランの体系	11

第2章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

1 男女の人権についての認識浸透	14
2 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進	17
3 女性に対する暴力の根絶	19

基本目標Ⅱ 男女が共に働くための環境づくり

1 就労の場における機会均等の推進	23
2 男女の仕事と家庭の両立	26
3 多様な働きかたを可能にする環境整備	30

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	32
2 家庭・地域社会における男女平等参画の推進	34

基本目標Ⅳ 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

1 相談・支援体制の充実	37
2 安心して暮らせる環境の整備	38
3 生涯学習の推進	41
4 生涯にわたる男女の健康支援	43

第3章 プランの推進

1 プランの推進体制

(1) 釧路市男女平等参画審議会	46
(2) 庁内推進体制	46
(3) 市民団体、事業者との連携	46
(4) 国、北海道との連携	46

2 プラン推進のための取組

(1) 市民・事業者意識調査の実施	46
(2) プランに基づく施策の進行管理	46
(3) 市の施策にかかわる苦情への対応	46

事業概要【各部関連事業】(平成25年度時点)	47
------------------------	----

資料編

資料1	プラン見直しの経過	67
資料2	釧路市男女平等参画審議会(第2期)委員名簿	68
資料3	釧路市男女平等参画推進条例	69
資料4	北海道男女平等参画推進条例	73
資料5	男女共同参画社会基本法	78
資料6	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	84
資料7	ILO156号条約	91
資料8	女性に関する行政関係年表	93

男女平等参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

第 1 章



基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されたほか、「男女雇用機会均等法」の改正など各種法制度の整備が進められ、男女共同参画への意識は社会に少しずつ浸透していますが、固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会の慣行が依然として残っています。

また、近年は仕事と生活が調和する社会を目指して、働き方の見直しなど、男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境整備の推進が課題として注目されるほか、少子高齢化の進展や家族や地域社会の変化など私たちを取り巻く新たな状況への対応が求められています。

本市では男女平等参画社会の実現のため、平成9年11月に「くしろ男女共同参画プラン」を、平成20年3月には「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、これに基づき諸施策の推進に努めてきました。また、平成23年4月には、基本理念や市の施策の基本となる事項を定めた「釧路市男女平等参画推進条例」を施行し、さまざまな施策を総合的かつ計画的に展開しているところです。

現行プランは策定から6年目の折り返しに入り、これまでの実施状況を踏まえたうえで、新たな課題に対応し本市における男女平等参画社会の実現に向けて、一部修正を加えた「プラン」の見直しを実施し、「くしろ男女平等参画プラン（中間改定）」（平成26～29年度）を策定するものです。

2 5年間のプランの検証

- ・「くしろ男女平等参画プラン」（平成20～29年度）では、「男女の人権の尊重」、「男女が共に働くための環境づくり」、「あらゆる分野への男女平等参画の推進」、「多様なライフスタイルを可能にする環境整備」の4つの基本目標を掲げ、各種施策を推進してきており、これまでに基本目標にかかわる各種事業に取り組み、概ね計画どおりに実施しています。
- しかしながら、数値目標を掲げている市の各種審議会等委員の女性登用率は、目標値にはおおよそ22.2%（平成25年4月）で6年前（28.07%）より低い現状となっています。

- ・平成24年10月に実施した「男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果では、職場、政治、社会通念・慣習の3分野で「男性の方が優遇」という回答が50%を超える高い割合であり、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については7年前の前回調査（旧釧路市調査）と比較すると共感できない人の割合が増加していますが、共感する男性の割合は女性より高くなっており、依然として固定的役割分担意識が強く残っています。家庭内の仕事の分担については、「女性が中心」の割合が減少傾向にあり、「男性」あるいは「夫婦平等」の割合が増加傾向にあり、わずかですが男女平等参画意識の高まりがみれます。
- ・一方で、「釧路市男女平等参画推進条例」や「くしろ男女平等参画プラン」の認知度が10%程度の低い割合となっています。このことから、「くしろ男女平等参画プラン」の5年間の成果や課題を踏まえながら、国や北海道の動きを勘案し、引き続き男女平等参画の意識づくりを進めていきます。また、今後一層男女平等参画社会の実現に向けた取組の推進を図っていくためには、成果目標（数値目標）を設定することも重要と考えており、次期プラン策定時に向けて、どの項目にどのような目標を掲げていくかを検討していきます。

3 計画の位置づけ

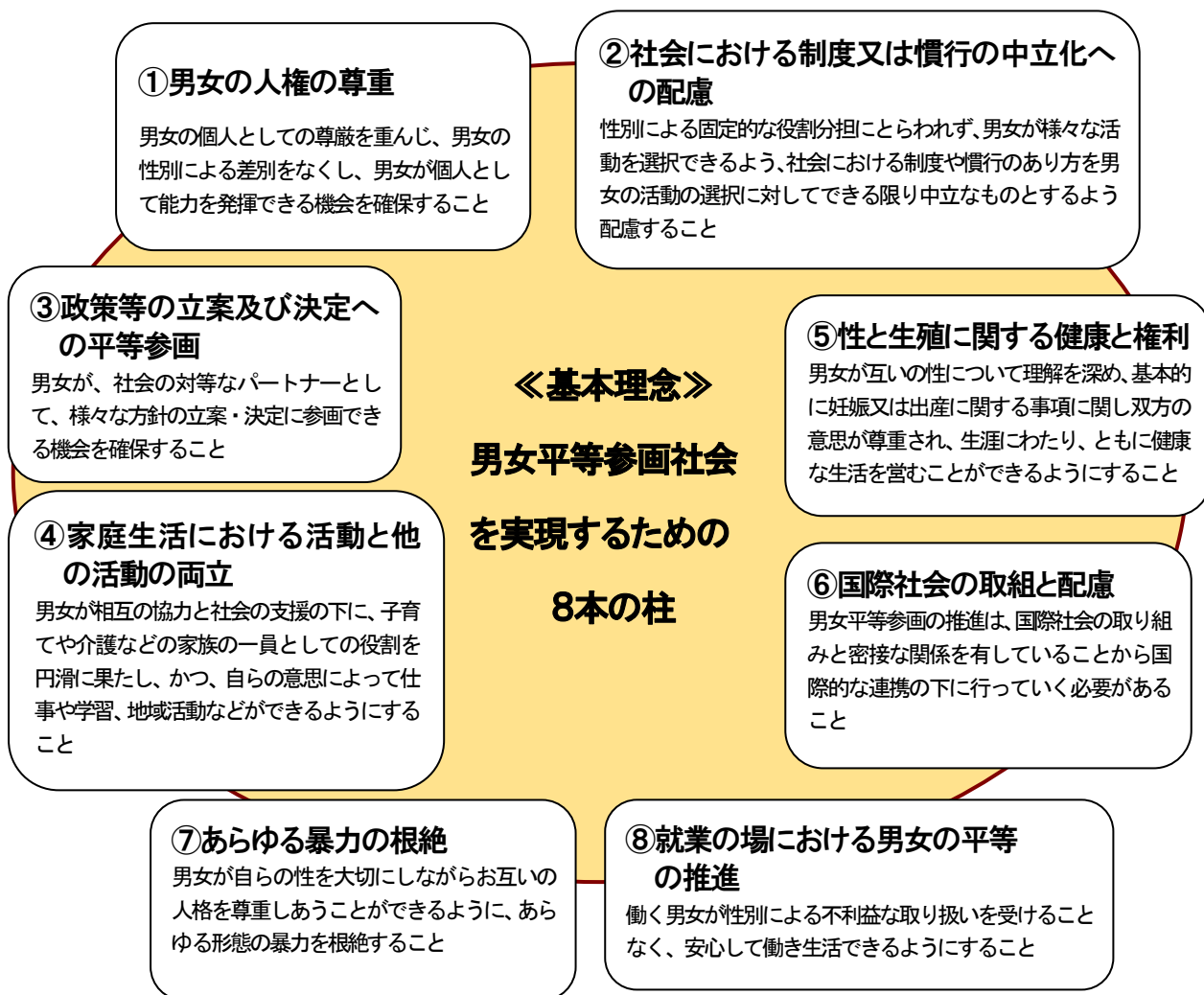
- 1 この計画は、釧路市男女平等参画推進条例第10条の規定に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本計画です。
- 2 「くしろ男女平等参画プラン」の中間見直しをした計画です。
- 3 国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「第2次北海道男女平等参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定しています。
- 4 釧路市総合計画の個別の計画として、本市の各種計画との整合性を図り策定しています。

4 計画期間

このプランの計画期間は、旧プランの残り期間とし、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

5 プランの基本理念と基本目標

釧路市男女平等参画推進条例において、男女平等参画を推進するため、次の**8つの基本理念**を定めています。

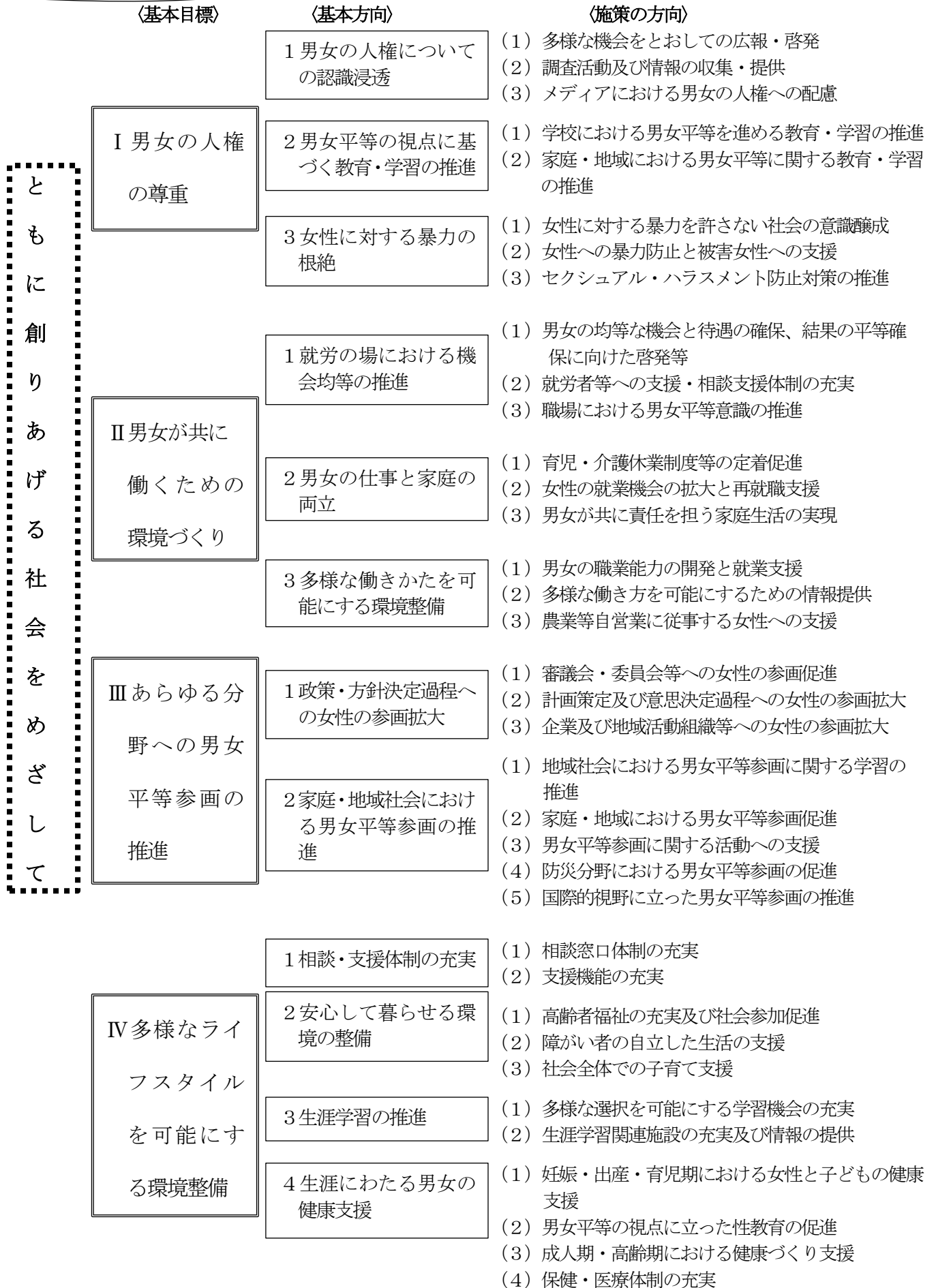


これらの基本理念を踏まえて、くしろ男女平等参画プラン（平成26～29年度）では、**4つの基本目標**を設定し、その目標に沿って施策を進めます。

基本目標

- I 男女の人権の尊重
- II 男女が共に働くための環境づくり
- III あらゆる分野への男女平等参画の推進
- IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

6 プランの体系



日本の「人間開発指数」「ジェンダー不平等指数」「ジェンダー・ギャップ指数」

人間開発指数 (HDI)

10位/187か国

ジェンダー不平等指数 (GII)

21位/148か国

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

105位/136か国

2012年

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.955
2	オーストラリア	0.938
3	米国	0.937
4	オランダ	0.921
5	ドイツ	0.920
6	ニュージーランド	0.919
7	アイルランド	0.916
7	スウェーデン	0.916
9	スイス	0.913
10	日本	0.912
12	韓国	0.909
15	デンマーク	0.901
20	フランス	0.893
21	フィンランド	0.892
26	英国	0.875

2012年

順位	国名	GII 値
1	オランダ	0.045
2	スウェーデン	0.055
3	スイス	0.057
3	デンマーク	0.057
5	ノルウェー	0.065
6	ドイツ	0.075
6	フィンランド	0.075
8	スロベニア	0.080
9	フランス	0.083
10	アイスランド	0.089
19	アイルランド	0.121
21	日本	0.131
27	韓国	0.153
34	英国	0.205
42	米国	0.256

2013年

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.8731
2	フィンランド	0.8421
3	ノルウェー	0.8417
4	スウェーデン	0.8129
5	フィリピン	0.7832
6	アイルランド	0.7823
7	ニュージーランド	0.7799
8	デンマーク	0.7779
9	スイス	0.7736
10	ニカラグア	0.7715
14	ドイツ	0.7583
18	英国	0.7440
23	米国	0.7392
69	中国	0.6908
105	日本	0.6498

「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。
 指数を算出する際には「出生時の平均余命」「平均就学年数」「予想就学年数」「1人あたり国民総所得 (GNI)」のデータを用いている。
 1に近いほど、個人の基本的選択肢が広い、つまり人間開発が進んでいることになる。

保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されており、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。
 順位が高いほど人間開発が阻害される要因が少ないとしている。保健分野（妊産婦死亡率など）等日本が優れた分野が含まれている結果の順位と考えられる。

経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野の各データをウエイト付けして総合値を算出。その分野ごと総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。
 0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、政治分野における女性の割合や女性管理職の割合の低さ等が日本の順位に反映されているものと考えられる。

(備考) 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書 2013」及び世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2013」より作成

第 2 章



プランの内容

基本目標 I 男女の人権の尊重

基本1. 男女の人権についての認識浸透

男は仕事、女は家庭といった性別による役割分担意識が依然として根強く残っています。

さらにインターネットや携帯電話などの急速な普及により、私たちの周りには膨大な情報があふれており、メディアによってもたらされる情報は、私たちの意識や社会全体に大きな影響を与えるものであり、なかには性別役割分担意識を植え付ける表現や差別的な表現など、男女の人権を侵害するおそれのある表現なども見受けられるのが現状です。情報を受け入れる側においても、メディアからもたらされる膨大な情報を無条件に受け入れるのではなく、必要な情報を取捨選択し、主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）を向上させる必要があります。

今後一層、男女平等参画社会の実現に向け、意識改革を重点に置いた施策の充実を進めます。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保する。

第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を使わないよう努めなければならない。

第11条 市は、男女平等参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

第14条 市は、男女平等参画の基本理念に対する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

【施策の方向と取組の概要】

（1）多様な機会をとおしての広報・啓発

- ①「男女共同参画週間」など様々な機会をとおしての男女平等意識の浸透
- ②各種講座、講演会の開催
- ③男女平等参画通信の発行、広報紙・ホームページの活用

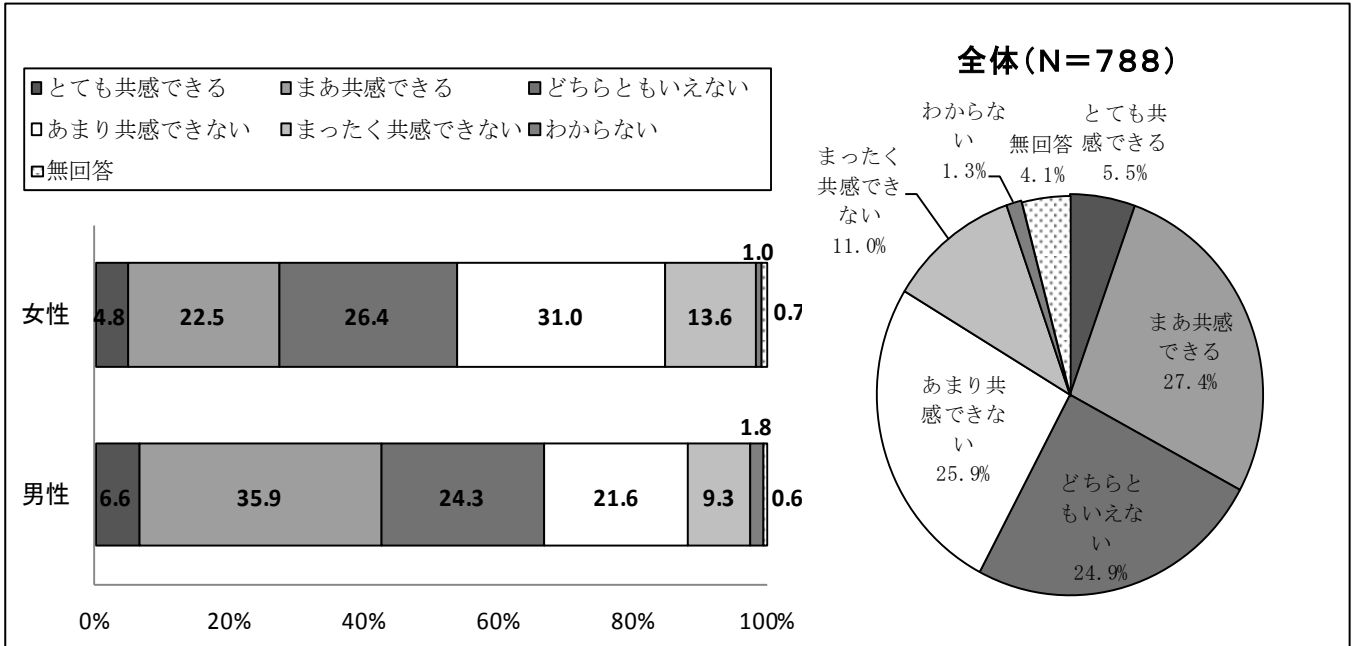
（2）調査活動及び情報の収集・提供

- ①国内法等、女性に関する情報の収集・提供
- ②関連団体との連携を通して地域への情報提供
- ③男女平等に関する調査の実施

（3）メディアにおける男女の人権への配慮

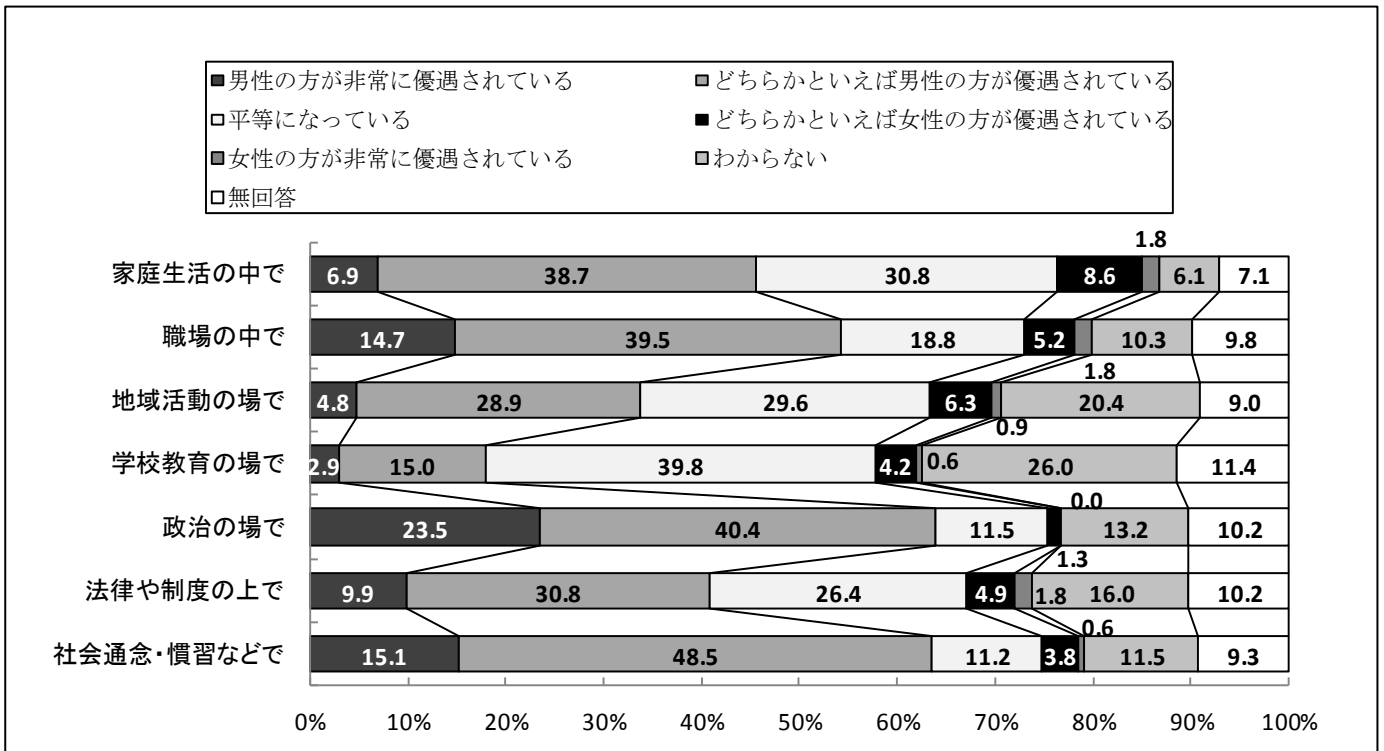
- ①女性の人権尊重、固定的性別役割分担にとらわれない表現の推進
- ②公的広報等における性差別につながらない表現の推進

【資料】「男は仕事、女は家庭」という考え方に共感できますか。



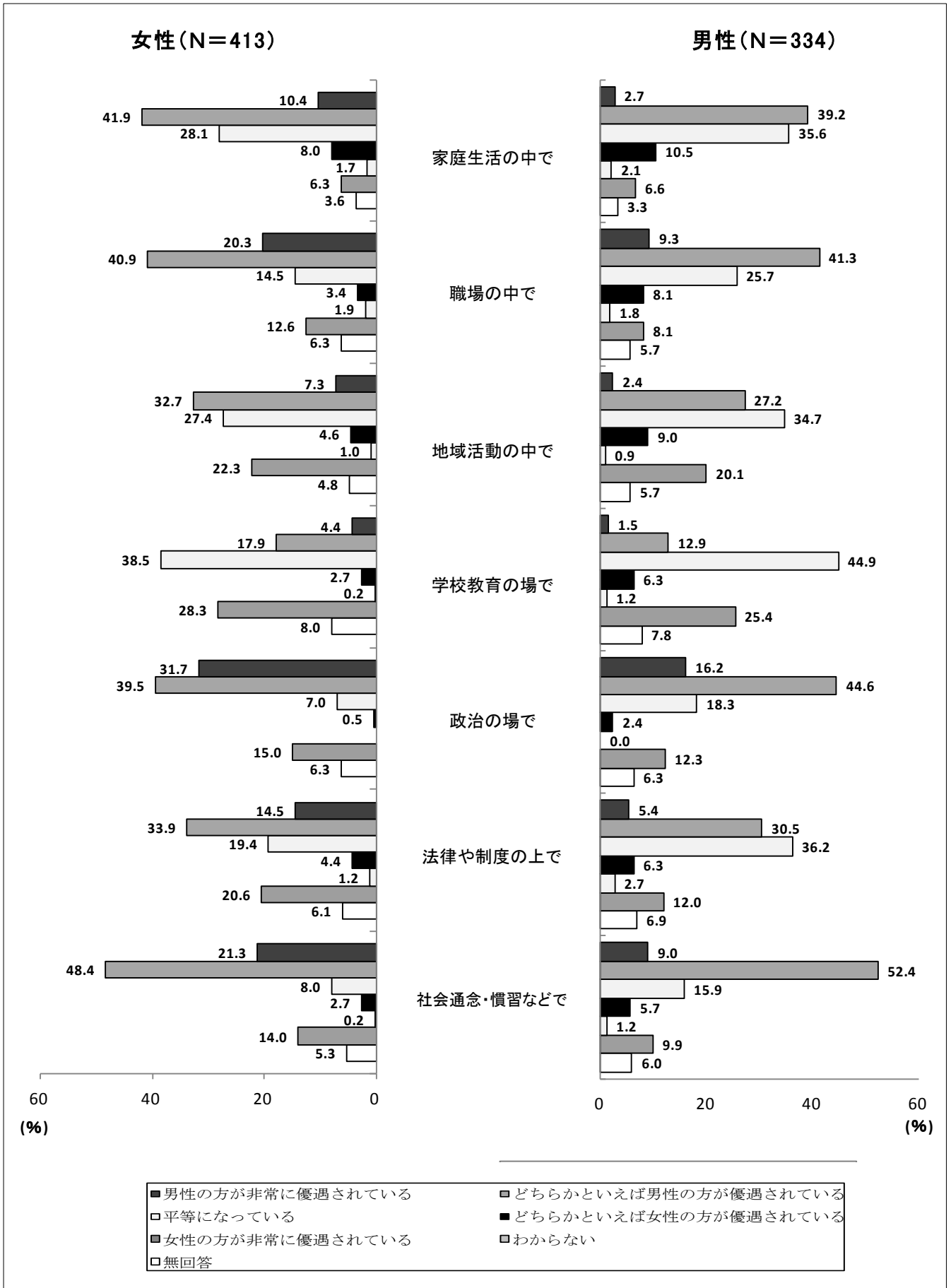
(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

【資料】次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。《全体(回答数N=788)》



(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

【資料】次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。《性別回答》



(平成 24 年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

基本方向2. 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進

男女が共に自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが家庭、学校、地域社会で行われる教育や学習です。男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。

特に次世代を担う児童生徒に対しては、教育全体をとおして男女平等参画意識の浸透や相互理解を深めてもらうことが重要であり、そのためには、教育に携わる者がより男女平等参画についての理解を深めることができるように意識啓発等の充実を図っていきます。

家庭や学校、地域社会などあらゆる分野において、男女平等の視点に立った、男女平等参画意識を育てるための教育や学習機会の提供を進めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を發揮する機会を確保する。

第12条 市は、男女平等参画の推進についての理解を促進するため、学校教育、社会教育、家庭教育、地域教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進

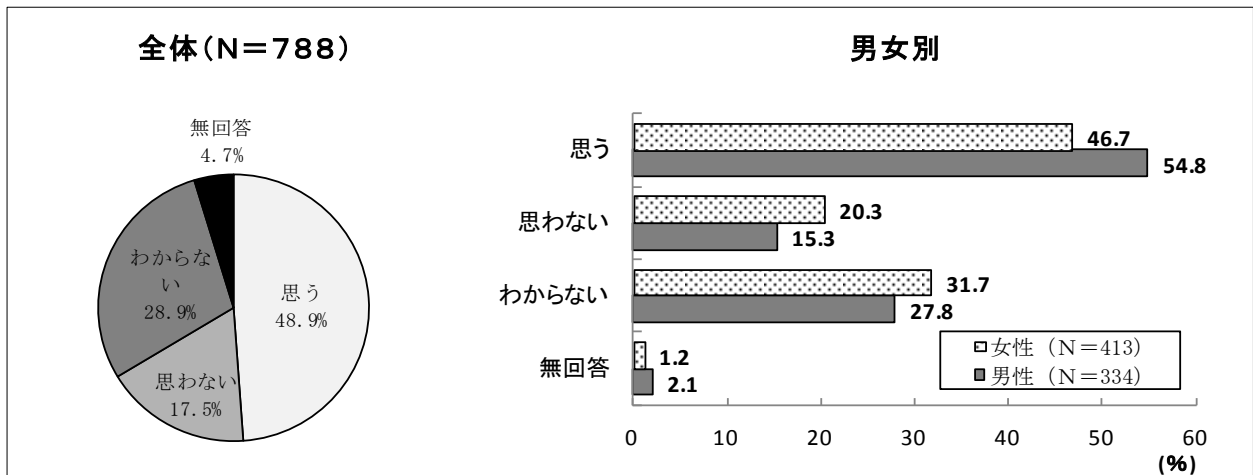
- ①学校での発達段階に応じた男女の人権尊重と男女平等を学ぶ教育推進
- ②学校での児童・生徒の活動をとおし、男女が互いに尊重し、性差
(*ジェンダー) を理解する学習の促進
- ③学校教育に携わる教職員や関係者に対して、様々な機会を活用し、男女
平等参画に対する正確な理解と意識啓発の促進

(2) 家庭・地域における男女平等教育に関する教育・学習の推進

- ①子どもの持つ平等観や性別役割分担意識は、家庭の教育観や生活習慣
等が強く反映することを認識し、家庭教育に関する学習機会や情報提供
- ②子どもに接する様々な関係者、保護者等への学習機会の提供及び意識
啓発

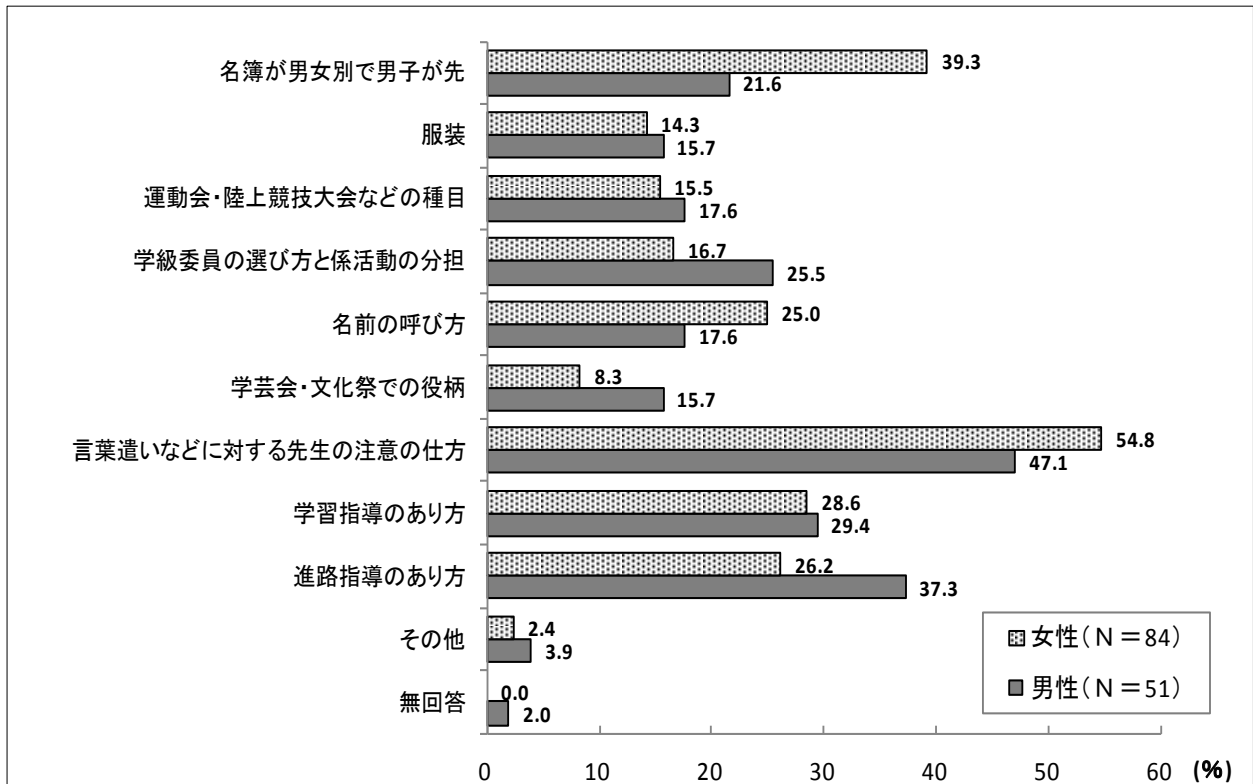
*ジェンダー
 女らしさ、男らしさ、といった社会的・文化的側面からみた性差のこと。これに対し、生物学的な性差をセックス（SEX）といいます。ジェンダーは、男と女という性別の違いから生じるのではなく、社会が求める「らしさ」の教育やしつけによって後天的に形成されます。これらは、男女間の不平等、性差別、固定化した役割分担など男性優位である社会のしくみに反映されているといわれています。

【資料】あなたは学校で男女が平等に教育されていると思いますか。



(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

【資料】学校で男女が平等に教育されていないと答えた方、その理由は何ですか。(複数回答)



(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

基本方向3. 女性に対する暴力の根絶

暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根差した構造的な問題であることを考え合わせると、引き続き手厚い対策が必要であり、男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

しかし、*配偶者等からの暴力(DV)のほか、デートDV、性暴力、*セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、命に関わることもある女性への暴力は、一向に減少しないのが現状です。

このような状況に対して、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、予防のための啓発や「暴力は絶対に許さない」という社会的認識の徹底など基盤整備に努めるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の滞在化を防止するとともに、関係機関や団体との連携の促進等により被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

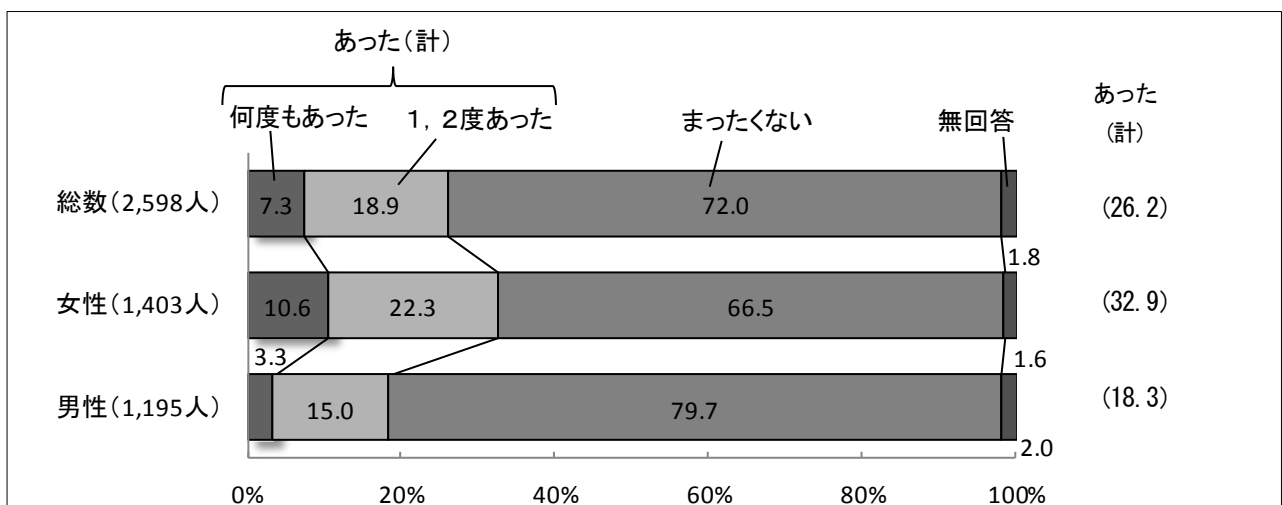
第3条(7) 男女が、自らの性を大切にしながら互いの人格を尊重しあうことができるよう、あらゆる形態の暴力を根絶すること。

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) その他性別に起因すると認められる暴力行為等

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければならない。

【資料】配偶者からの被害経験（男女別）



(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。

- 2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた。あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
- 3. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成

- ①幅広い関係機関や関係者による連携体制の整備
- ②「女性への暴力をなくす運動」キャンペーンを実施するなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の意識醸成への啓発活動推進

(2) 女性への暴力防止と被害女性への支援

- ①相談・保護・自立支援等の総合的支援をめざし、関係機関の連携強化
- ②被害者の相談や緊急一時保護（シェルター等）などに対応するための相談担当者の研修充実

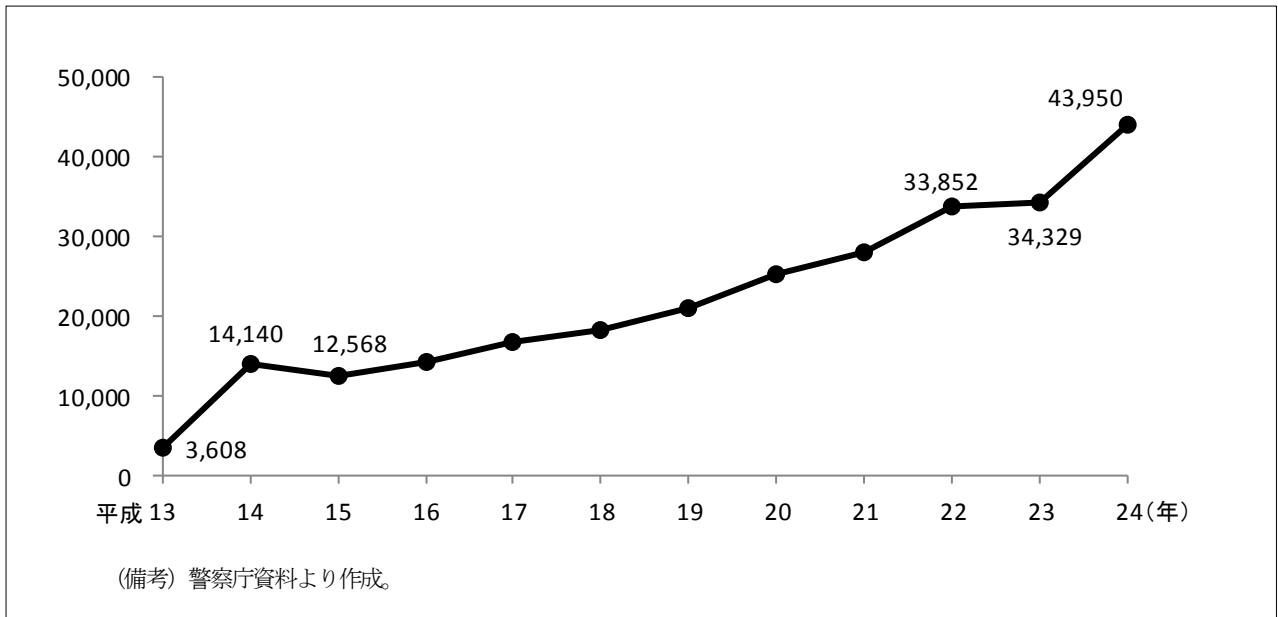
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ①雇用・教育等の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の啓発活動推進
- ②セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解への啓発

*配偶者からの暴力 (DV)	一般的に親密といわれる関係にある人（配偶者、内縁の夫・妻、婚約者、恋人など）から他方への暴力のことをいう。DVによる被害については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」により保護が図られている。ただし、その対象とされるのは、配偶者や内縁の夫・妻からの暴力や、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力である。（離婚の後、元配偶者から引き続いて暴力を受ける場合は、保護の対象となる。）DV防止法における「配偶者からの暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的暴力に限定されるものではなく、精神的、経済的、社会的、性的など、あらゆる暴力が含まれる。
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

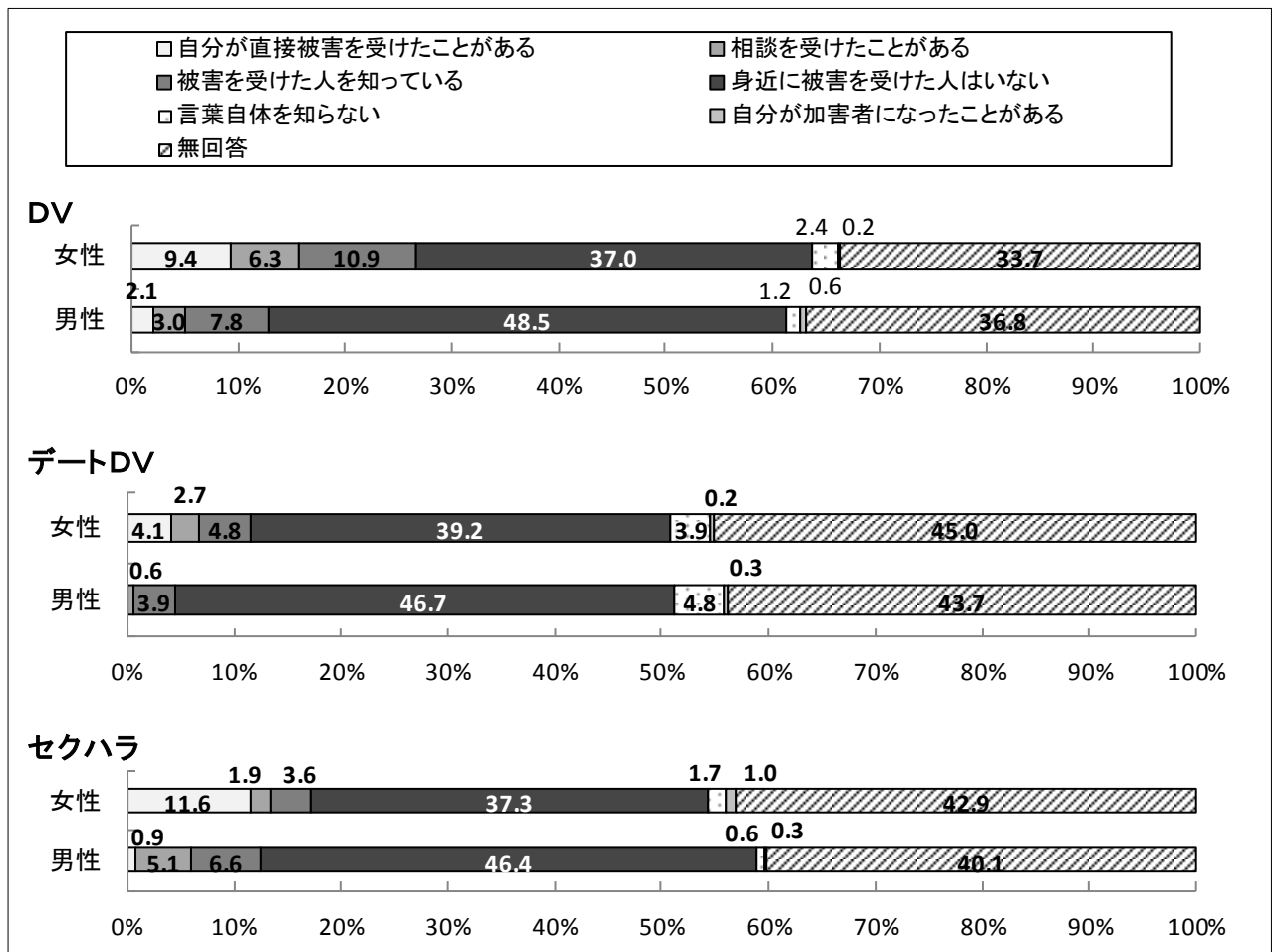
*セクシュアル・ハラスメント	「性的嫌がらせ」という意味で、一般的には「セクハラ」と略して使われる。男性が女性に対して行う場合がほとんどだが、女性から男性へ、同性間でも行われる場合がある。セクシュアル・ハラスメントの概念は、「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によっては仕事を上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と説明されている。
----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【資料】警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等対応件数



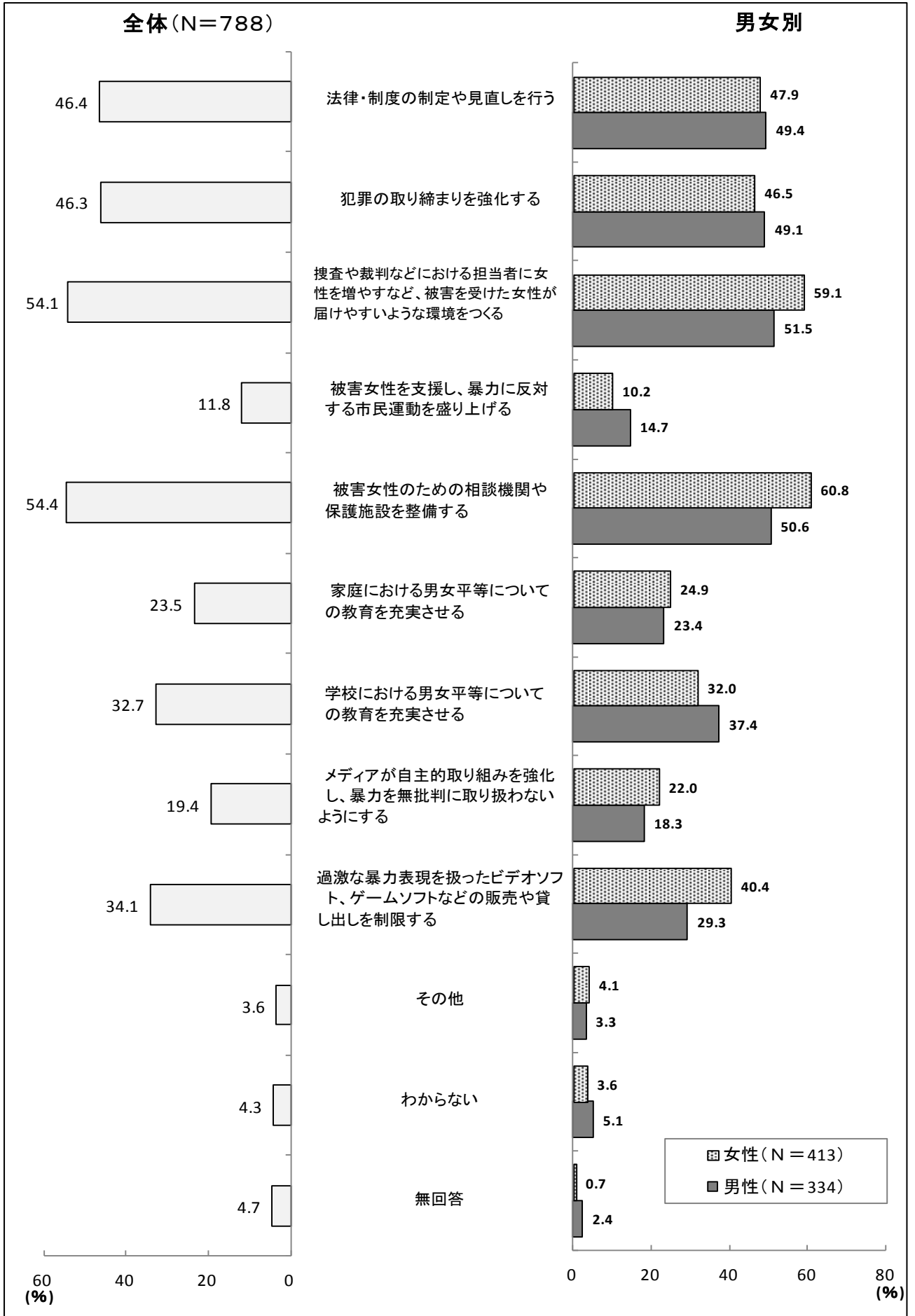
(内閣府：平成25年度版 男女共同参画白書より)

【資料】あなたはDV、デートDV（若者の中で交際相手から振るわれる暴力）やセクシュアル・ハラスメントについて身近で見聞きしたことがありますか。



(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

【資料】女性に対する暴力をなくすためには、どのようにしたらよいと思いますか。(複数回答)



(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

基本目標 II 男女が共に働くための環境づくり

基本方向1. 就労の場における機会均等の推進

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものです。また、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮しながら男女が対等なパートナーとして働くことは、男女平等参画社会の実現に向けて重要なことでもあります。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」などにより、女性が社会で活躍するための法的整備は進められてきましたが、まだまだ制度の活用が十分とはいえません。

近年、就業形態が多様化するなかで、パートタイムや派遣労働者等非正規雇用が増加しており、これらの労働者に占める女性の割合は多く、正規労働者との均衡のとれた待遇の確保のため、職務や能力に応じた適正な労働条件が確保されることが必要です。

男女ともに正当な能力評価と登用が行われ、性別による不利益な取り扱いを受けることなく、一層活躍できる状況にするため、*ポジティブ・アクションを積極的に推進する必要があります。併せて、男女が安心して働き続けられる職場環境になるよう情報提供や相談体制の充実等に取り組みます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別を理由とする差別的な取扱い

第18条 市は、市における人事管理及び組織運営において、基本理念の通り、男女が性別にとらわれることなくそれぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるとともに、市が出資する団体においても同様の措置が講じられるよう努めるものとする。

*ポジティブ・アクション
(積極的改善措置)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。



【施策の方向と取組の概要】

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等

- ① 事業主及び労働者等へ雇用機会均等法などの周知と啓発活動の推進
- ② 企業における女性の職域拡大や管理職登用等、男女平等参画の推進

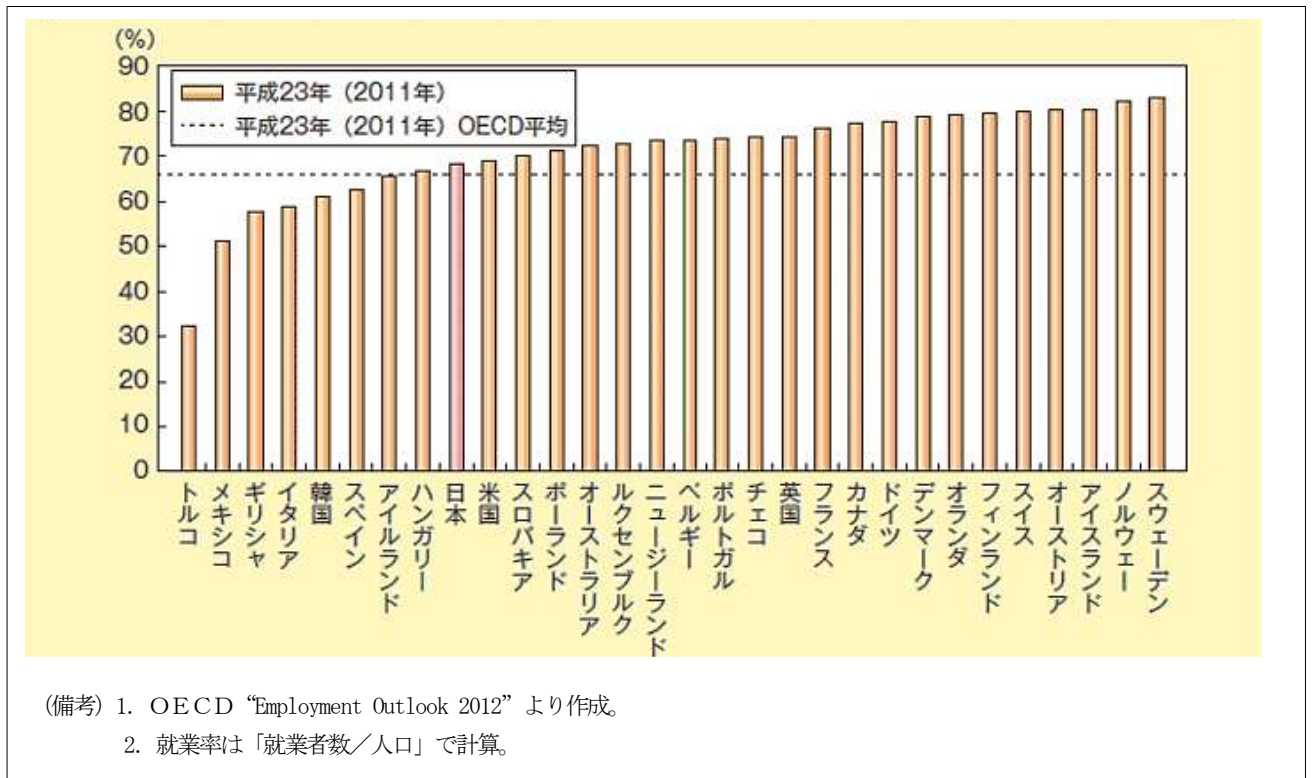
(2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実

- ① パートタイム・派遣労働者等に関する雇用の相談・支援
- ② パートタイム・派遣労働者に関係する労働法の周知や関連する情報の提供

(3) 職場における男女平等意識の推進

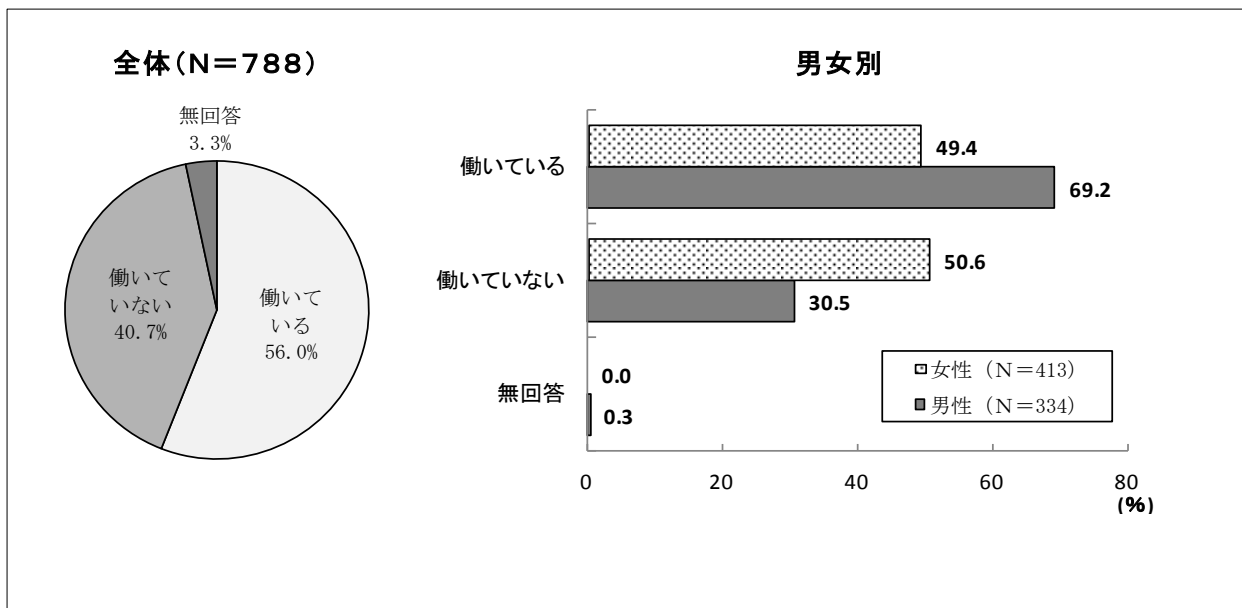
- ① 職場における固定的な性別役割分担意識の是正
- ② 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

【資料】OECD諸国の女性（25～54歳）の就業率



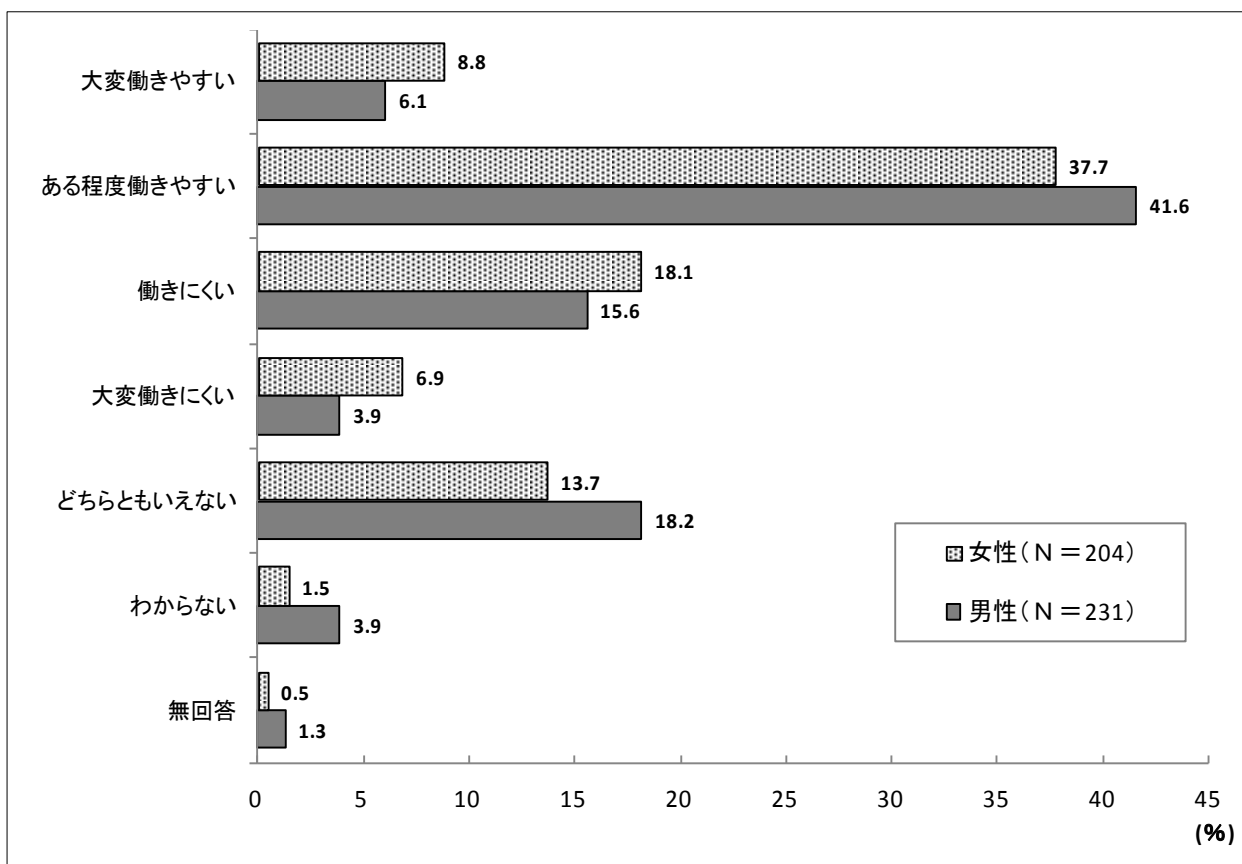
(内閣府：平成25年度版 男女共同参画白書より)

【資料】現在、働いていますか。



(平成 24 年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

【資料】働いている方に聞きました。今の社会は女性が働きやすい状態（環境）にあると思いますか。



(平成 24 年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

基本方向2. 男女の仕事と家庭の両立

少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（*ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化にもつながります。仕事と生活の調和は、健康を維持し、地域社会への参画等を可能にし、育児・介護も含め、家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

男女がともに仕事と家庭を両立できる基盤の整備が必要であり、子育て支援策の充実を図るとともに仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成など意識啓発を進めます。

また、「*M字カーブ問題」の解消や結婚や出産などで一旦仕事から離れている女性の再就職支援のため情報提供を行い、併せて、様々な制度等の周知や普及、定着促進に努めます。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第6条の1 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

【施策の方向と取組の概要】

（1）育児・介護休業制度等の定着促進

- ①働き方の見直しを進め、男性の育児・介護休暇の取得促進
- ②男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成促進
- ③育児・介護休業法など各種休暇制度等の周知・啓発

（2）女性の就業機会の拡大と再就職支援

- ①女性の職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報の提供
- ②女性の再就職を支援するための研修等の情報提供

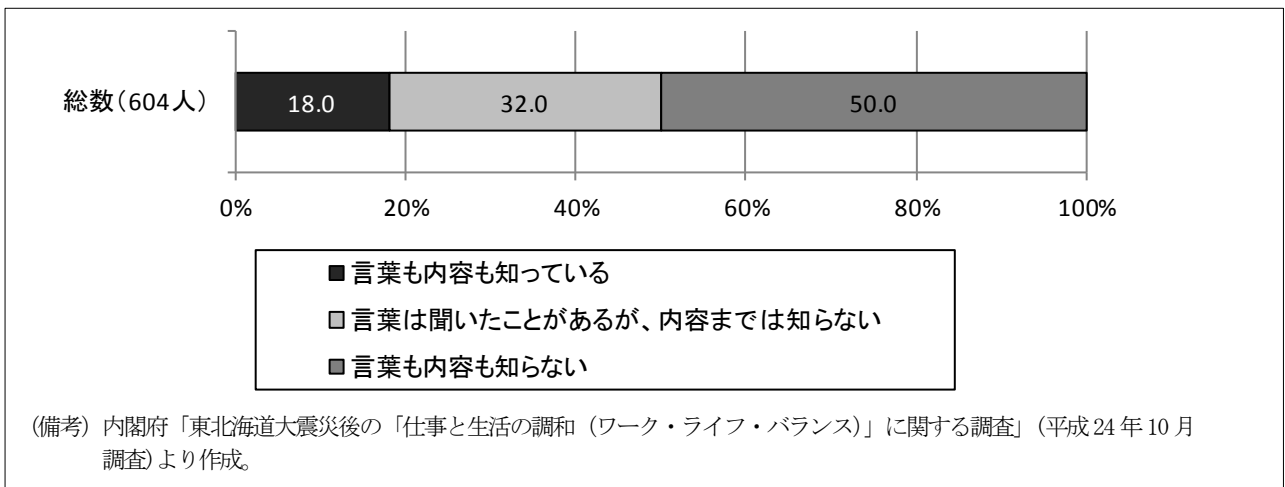
（3）男女が共に責任を担う家庭生活の実現

- ①男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた各種啓発
- ②男女平等観に基づく子育てなど家庭教育に関する学習機会や情報の提供

*ワーク・ライフ・バランス
 「仕事と私生活の両立」を意味する。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させながら個人の能力を最大限に発揮できるように支援する考え方や施策のこと。仕事優先から仕事と生活のバランスがとれる働き方や生き方への展開が急速に求められるようになってきている。

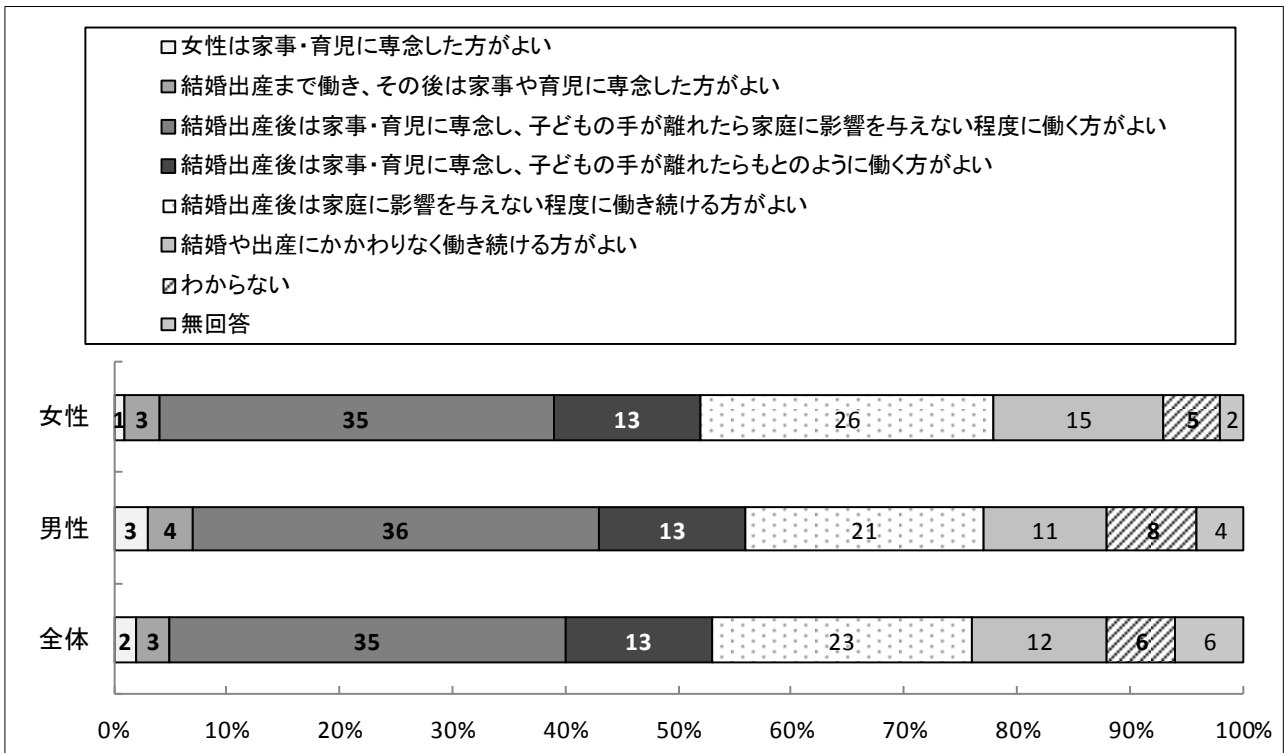
*M字カーブ問題
 M字カーブとは、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

【資料】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉の認知度



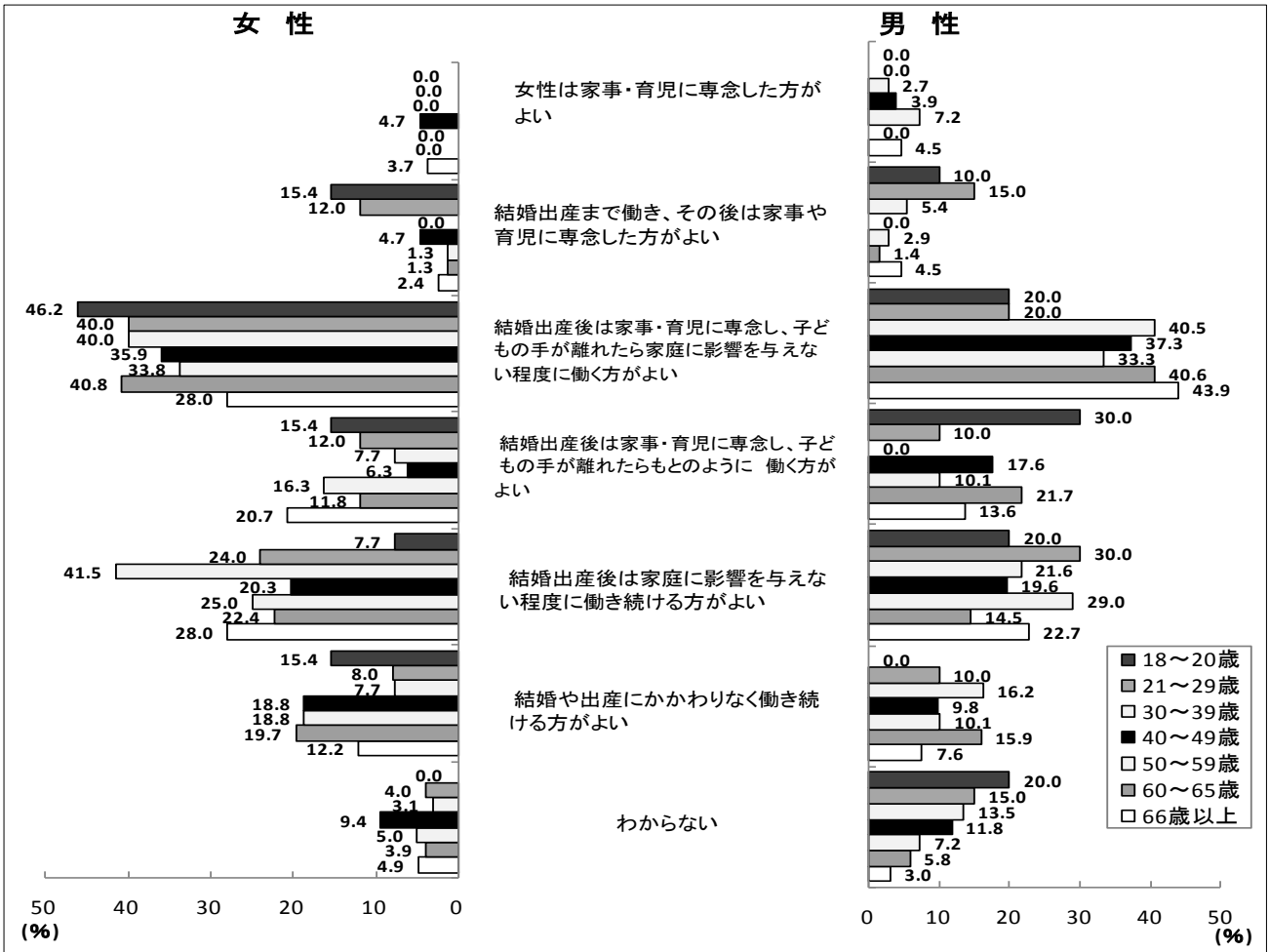
(内閣府：平成25年度版 男女共同参画白書より)

【資料】女性が社会に出て働くことと家庭との関係について。



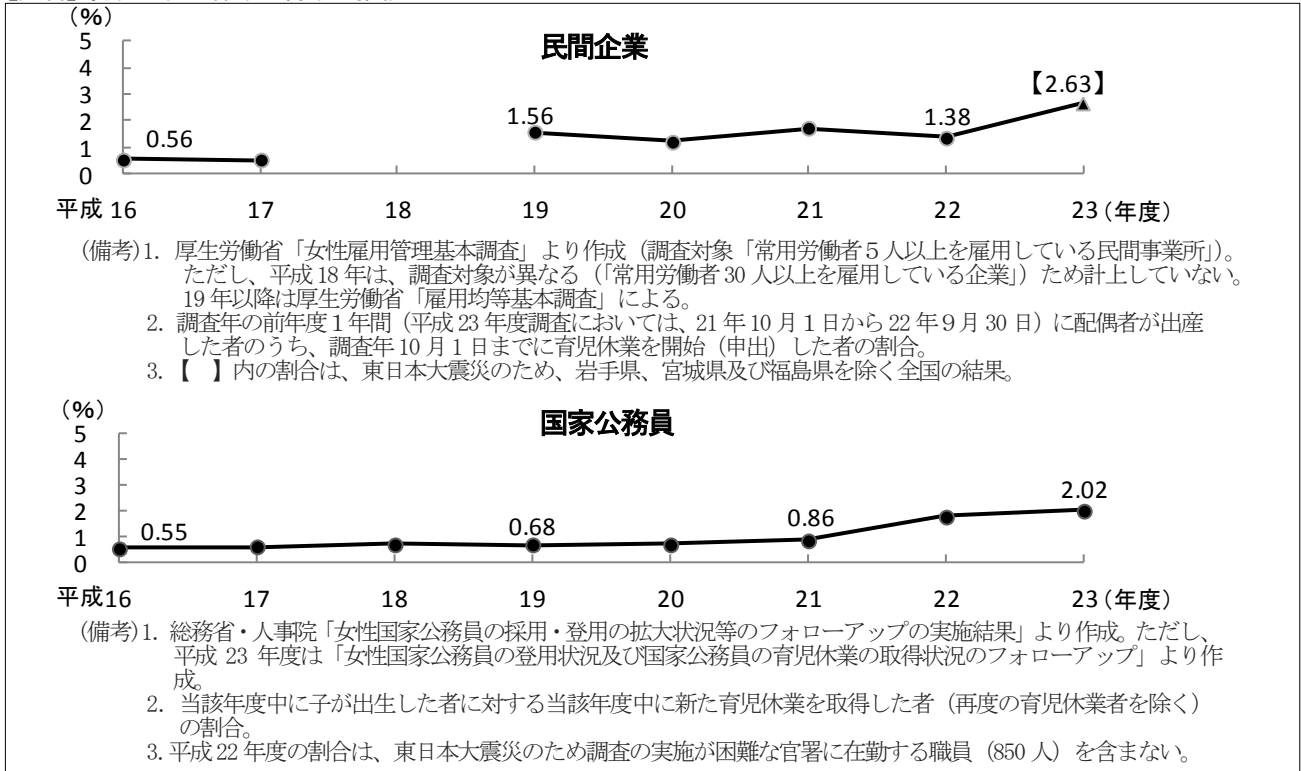
(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

【資料】女性が社会に出て働くことと家庭との関係について。《性別・年代別回答》



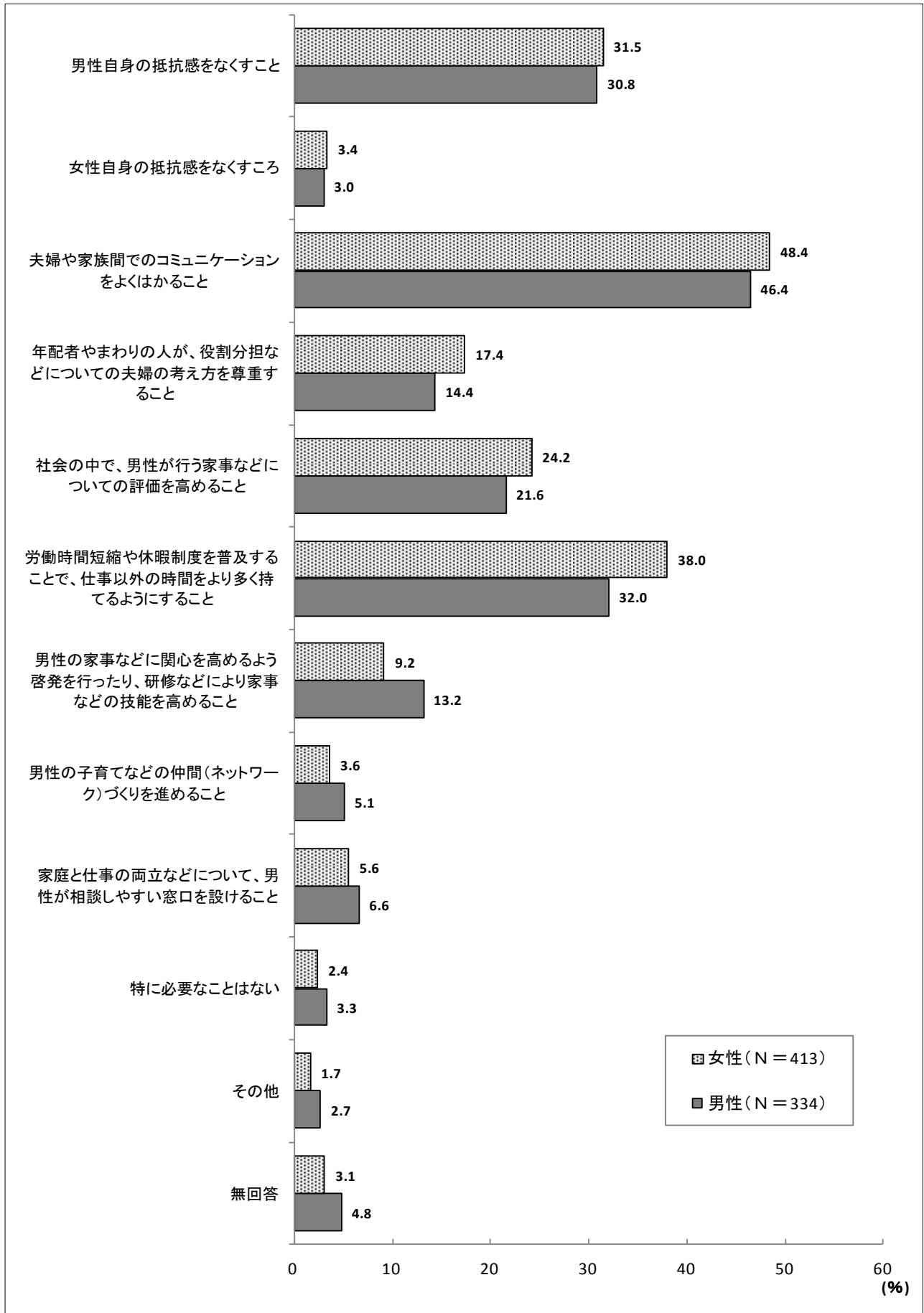
(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

【資料】男性の育児休業取得率の推移



(内閣府：平成25年度版 男女共同参画白書より)

【資料】男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

基本方向3. 多様な働きかたを可能にする環境整備

近年、就業形態が多様化する中で、パートタイムや派遣労働、在宅勤務等非正規雇用が増加しているが、これらの労働者に占める女性の割合は多く、正規労働者との均衡のとれた待遇の確保のため、職務や能力などに応じた適正な労働条件が確保されることが求められています。

また、女性の起業への関心も高まっており、様々な分野で女性起業家が活躍することは、地域社会や経済の活性化にもつながるものですが、事業経営等知識が必ずしも十分ではない場合もあることから、その支援が求められています。

農業・商工業など自営業に従事する女性は、家庭と仕事の双方において重要な役割を果たしていることから、労働条件の向上と経営能力・技術の向上を図り、経営等への参画を促進する必要があります。また、女性農業者が意欲をもって能力を発揮できるよう、男女平等参画と農業経営の改善を一体的に推進する*家族経営協定の普及啓発に努めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画できる機会を確保する。

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにする。

第6条の1 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

*家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要。家族経営協定は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものである。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 男女の職業能力の開発と就業支援

- ①個々の職業能力を高めるための自己啓発に関する情報提供等の支援
- ②情報通信機器を活用した働き方への相談・支援

(2) 多様な働き方を可能にするための情報提供

- ①起業を目指す女性への必要な知識や手法、学習機会に関する情報提供
- ②関係機関との連携等による相談・支援

(3) 農業等自営業に従事する女性への支援

- ①自営業に従事する女性の役割の正当評価と、経営や生活などあらゆる場における男女平等参画の促進
- ②女性が生産や経営の重要な担い手として、必要な経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修機会や情報提供を促進
- ③女性が働きやすく活動しやすい環境整備の推進



基本目標 Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進

基本方向1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女平等参画社会の実現にとって重要なことです。

しかしながら、全国的に、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調で大きな課題となっており、それは釧路市においても同様です。

釧路市においては、平成20年に市の審議会等委員の女性登用について平成29年まで4割達成を目標として取り組んでいますが、平成25年4月現在 22.2%と目標値にはまだ遠い状況となっています。

こうした背景には、いまだに固定的性別役割分担意識が根強く残っていることが大きな要因と考えられ、男女ともに意識の転換を図るとともに、女性一人ひとりがまちづくりや防災など様々な分野の政策・方針決定過程に積極的に参画していくための力(*エンパワーメント)をつけていくことを推進するさらなる取組が必要です。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

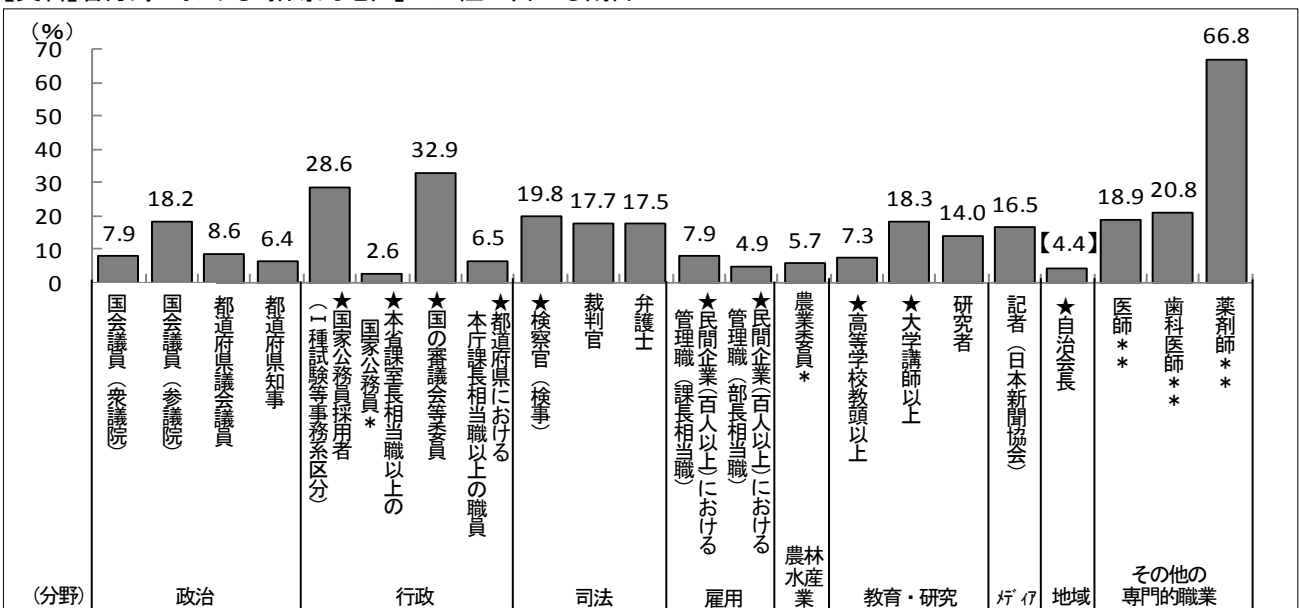
第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。

第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

*エンパワーメント

直訳すると、「力をつける」という意味。女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女平等参画社会の実現に重要であるという考え方。

【資料】各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



(備考) 1. 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成24年12月)より一部情報を更新。原則として平成24年のデータ。ただし、*は23年のデータ、**は22年のデータ。

なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画において当該項目又はまとめた項目が成果目標として掲げられているもの。

2. 「自治会長」については、東日本大震災の影響により、福島県川内市、葛尾村、飯館村は、平成24年度調査を行わなかったため、集計から除外している。

(内閣府:平成25年度版 男女共同参画白書より)

【施策の方向と取組の概要】

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

- ①各種審議会等委員の公募拡大を促進し、活性化を図るとともに女性委員の登用割合4割を達成する
- ②女性の行政への関心向上を図るための学習機会の提供を図る

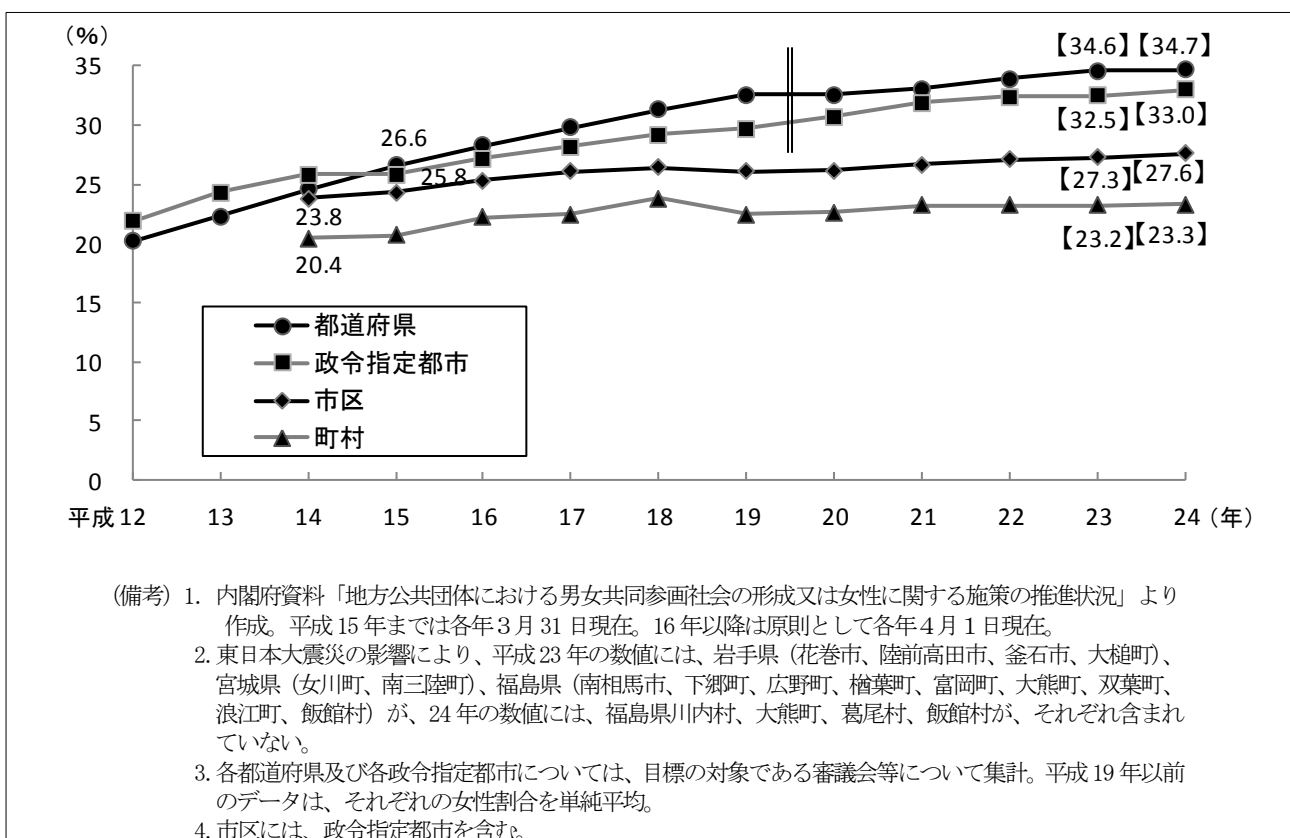
(2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大

- ①まちづくり等様々な分野における意思決定過程への女性の参画拡大

(3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大

- ①企業における女性の参画拡大に向けた取組促進のための情報提供
- ②企業はじめ各種団体など様々な分野における方針決定過程への女性の参画拡大
- ③様々な分野で活躍する女性の人材情報の整備・活用

【資料】地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移



(内閣府：平成25年度版 男女共同参画白書より・抜粋)

基本方向2. 家庭・地域社会における男女平等参画の推進

家庭や地域の日常生活においては、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識から生じる慣習や慣行が依然として根強く残っています。本市における平成24年度実施の市民意識調査では、男性の42.5%がこのことに「共感できる」と回答しています。

地域社会の活性化のためには、男女がともに積極的に地域に参画していくことが重要となります。町内会やPTAなどの地域活動には多くの女性が参加しているが、役職についているのは男性が多いというのが現状で、誰もが住みよいまちづくりを進めていくためには、女性の視点や経験・知識を活かすとともに、誰もが地域活動やボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりが大切となります。

家庭生活や地域活動における男女平等参画の推進については、特に市民による活動が中心となることから、市民活動が活発に行われるよう、活動の拠点を整備するとともに情報提供や活動支援などが必要です。

また、地震や津波、風水害など全国各地における災害対応の経験から、避難所対策等にも男女のニーズの違いによる細やかな対応を行う必要が明らかになっています。防災は、暮らしに関わる身近な課題として、本市においても女性の視点を導入して防災対策を進めることが重要です。

さらに、男女平等参画に関する国際社会の動向の把握に努めるほか、姉妹都市を中心とした国際交流や国際交流団体の活動などを通じて、国際的な視点に立った男女平等参画への理解を深めることに努めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

- 第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かる、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。
- 第3条(6) 男女平等参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な連携の下に行っていくこと。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 地域社会における男女平等参画に関する学習の推進

- ① P T A・町内会等の研修会など男女平等参画に関する学習の推進
- ② 地域活動組織における男女の参画を進めるための学習機会の提供

(2) 家庭・地域における男女平等参画促進

- ① 地域における自主活動組織への情報提供及び支援
- ② 男性の家庭生活、地域活動への参画促進をめざし各種講座の開催及び
情報提供

(3) 男女平等参画に関する活動への支援

- ① 活動拠点の整備と関係団体等への情報提供や支援の推進

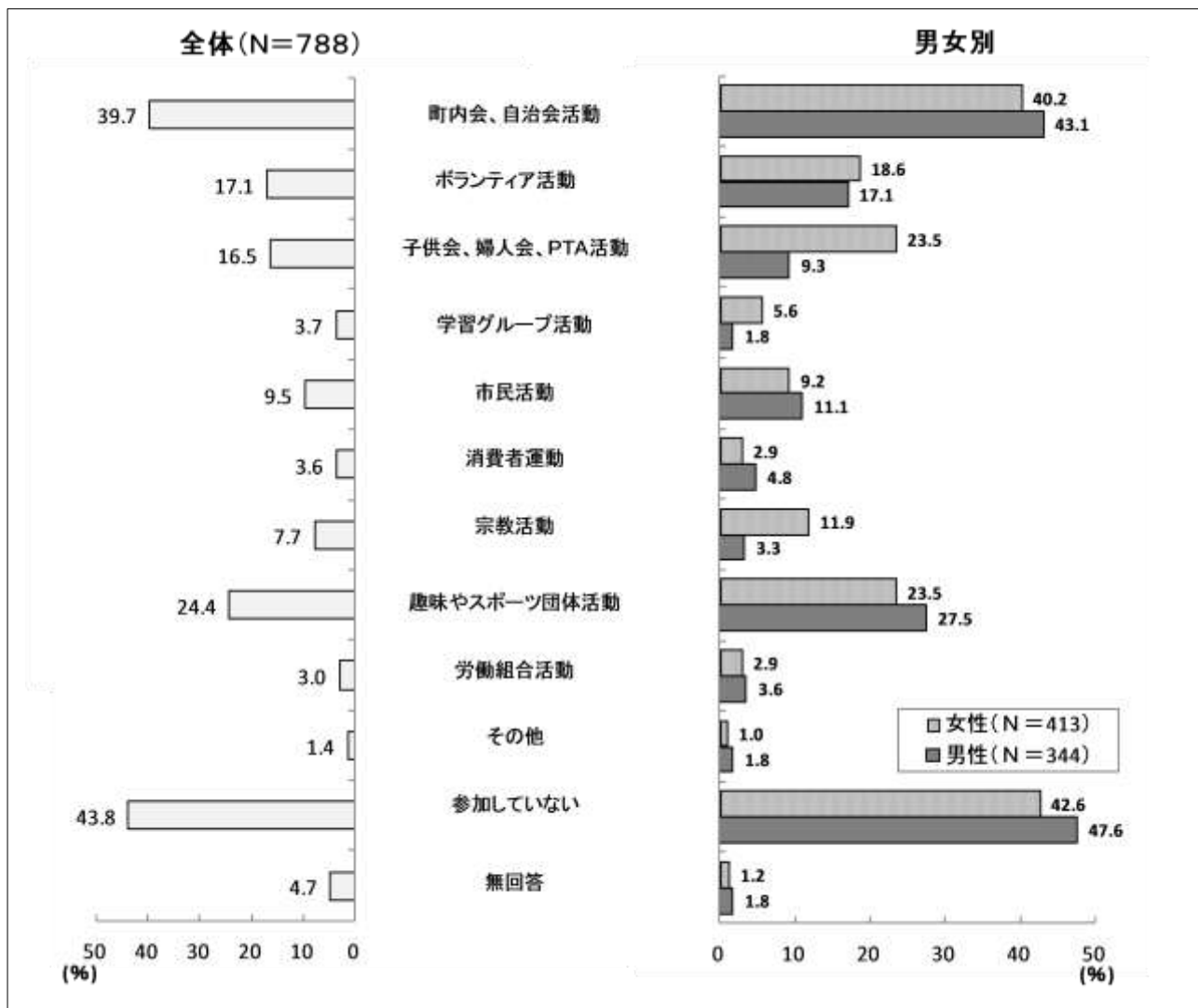
(4) 防災分野における男女平等参画の促進

- ① 防災に関する政策・方針決定過程への女性参画拡大
- ② 女性の視点を活かした地域防災組織活動や避難所運営マニュアルの策定
- ③ 男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の整備、防災意識の普及啓発
促進
- ④ 消防団における女性の参画促進

(5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進

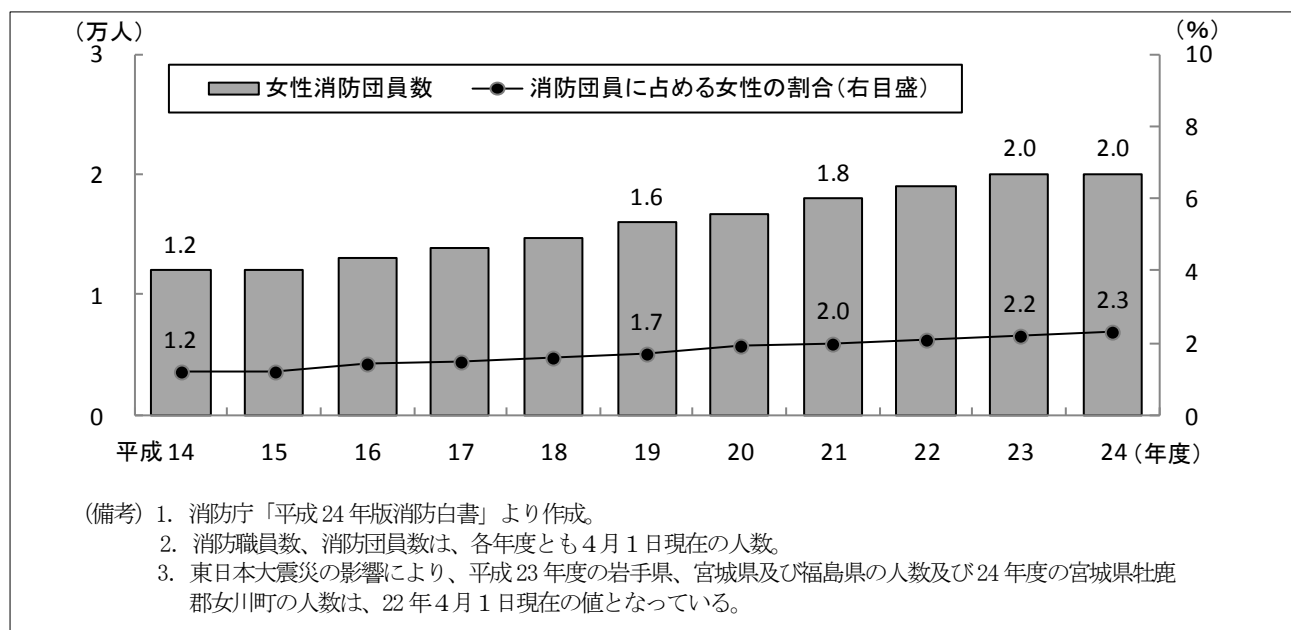
- ① 姉妹都市等との交流を通じ異文化・価値観の多様性の理解促進
- ② 世界平和や地球環境保全の相互理解のための交流推進
- ③ 国際的な男女平等参画に関する情報の収集・提供

【資料】あなたは、仕事以外にどのような社会活動に参加していますか。(複数回答)



(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

【資料】女性消防団員数及び消防団員に占める女性割合の推移



(内閣府:平成25年度版 男女共同参画白書より)

基本目標 IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

基本方向1. 相談・支援体制の充実

男女平等参画社会を実現するためには、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援が重要になります。

また、子育てや介護、就業、配偶者やパートナーからの暴力など、女性に関わる様々な悩みやニーズに対応するため、身近なところで、気軽に何でも相談できる体制づくりも必要です。

関係機関と連携・協力して男女がともに健やかな人生を築いていけるような相談・支援体制の充実を推進します。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第4条の2 市は、男女平等参画の推進に当たり、市民、事業者等、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を図る責務を有する。

第20条の1 市民は、男女平等参画に関する市の施策についての意見若しくは苦情又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

第20条の2 市長は前項の規定による申出に係る事務を行わせるため、男女平等参画相談員を設置することができる。

第20条の3 前項の男女平等参画相談員は、第1項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 相談窓口体制の充実

①各種相談機関の連携及び相談窓口の周知

(2) 支援機能の充実

①相談員の資質向上とサポート体制の充実

②関係機関との連携による支援の充実

基本方向2. 安心して暮らせる環境の整備

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。釧路市においても、少子高齢化は進んでいます。

高齢者や障がいがあることなど、個人が置かれた状況に応じたきめ細やかな支援が必要であり、自立し、安心して暮らせる社会の構築を進めることが重要といえます。また、男女の別や就労の有無にかかわらず、社会全体で子育てを支えるという基本的な考え方に立ち、安心して子育てができる環境の整備が求められています。

男女平等参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる社会を目指します。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 高齢者福祉の充実及び社会参加促進

- ①介護予防体制の構築
- ②地域社会への参加促進

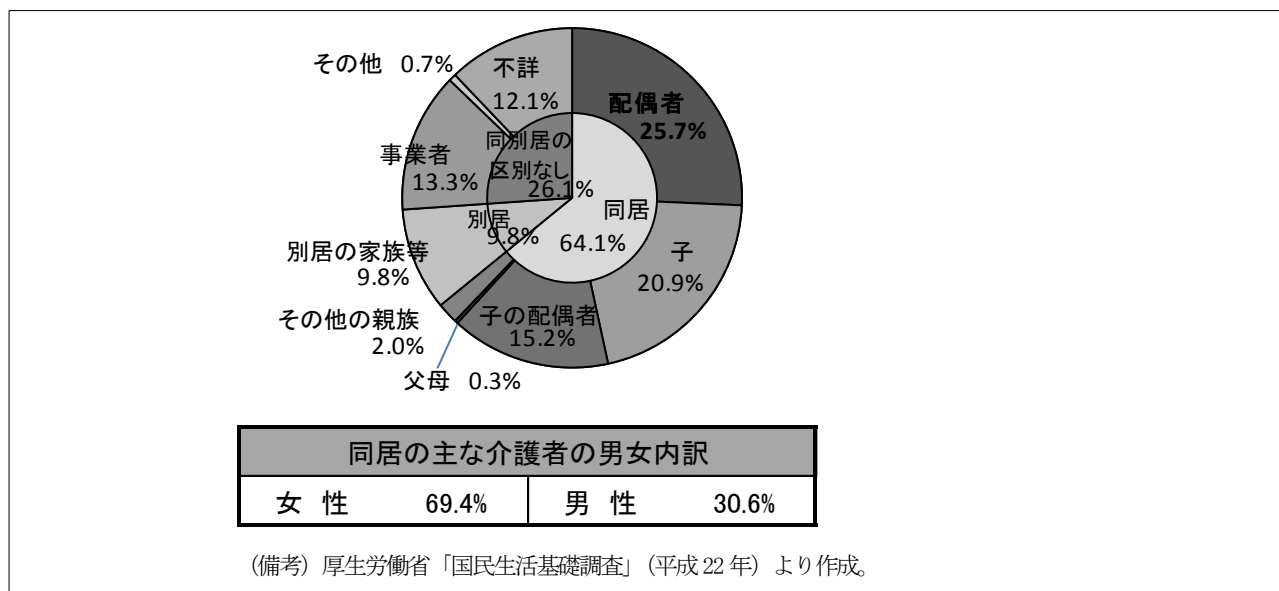
(2) 障がい者の自立した生活の支援

- ①各種施策の総合的な推進、雇用・就労の促進支援

(3) 社会全体での子育て支援

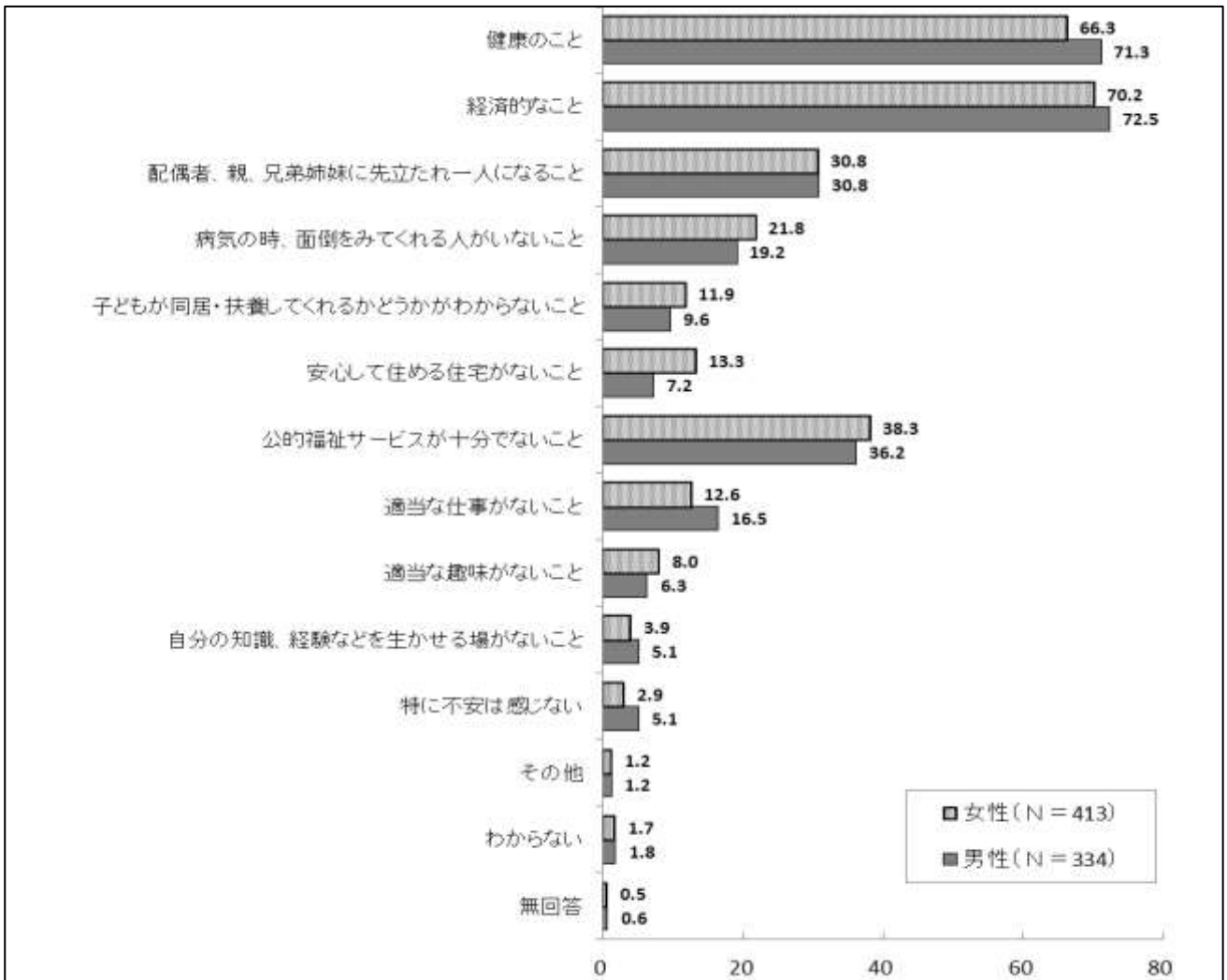
- ①多様な保育サービス、地域における子育て支援の推進
- ②子育て相談・支援関連の情報の提供

【資料】要介護者等から見た主な介護者の続柄

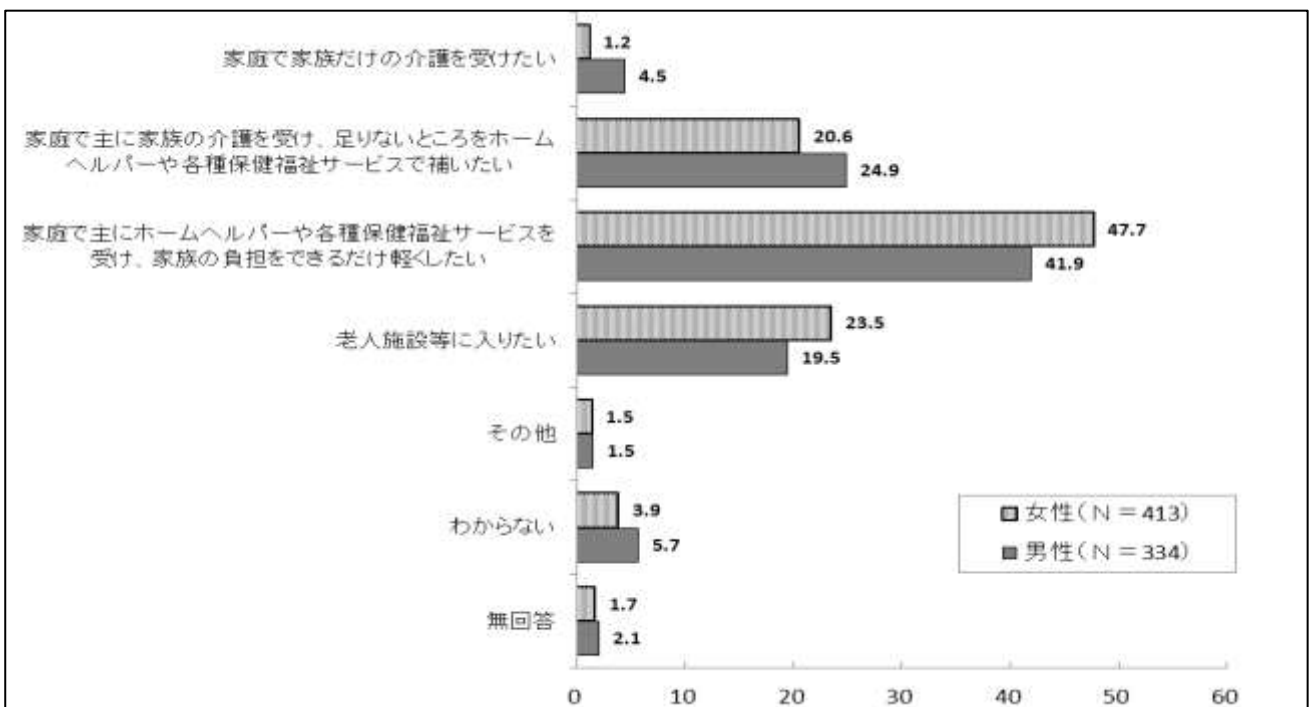


(内閣府:平成25年度版 男女共同参画白書より)

【資料】 あなたご自身の老後の生活に関して不安に感じることはありますか。(複数回答)

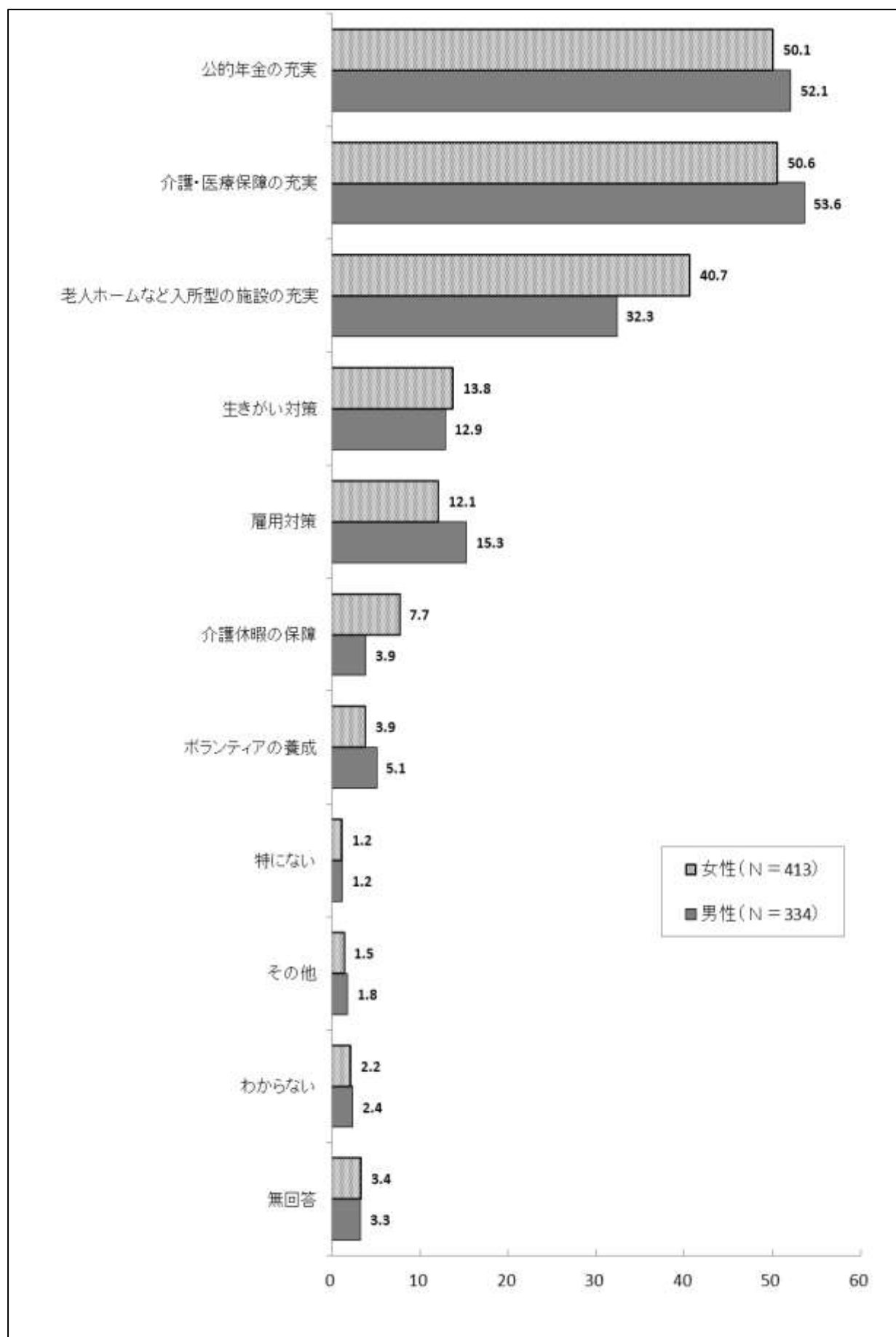


【資料】 ご自身あるいはご家族が介護を必要とするようになったら、どのようにしたいですか。



(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

【資料】 ご自身あるいはご家族が介護を必要とするようになったら、どのようにしたいですか。



(平成 24 年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

基本方向3. 生涯学習の推進

男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画していくためには、教育・学習が重要になります。

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生涯にわたり、主体的に多様な生き方を選択できる能力を身につけられるよう、男女平等参画の視点を踏まえた学習機会の提供を進めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会確保すること。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実

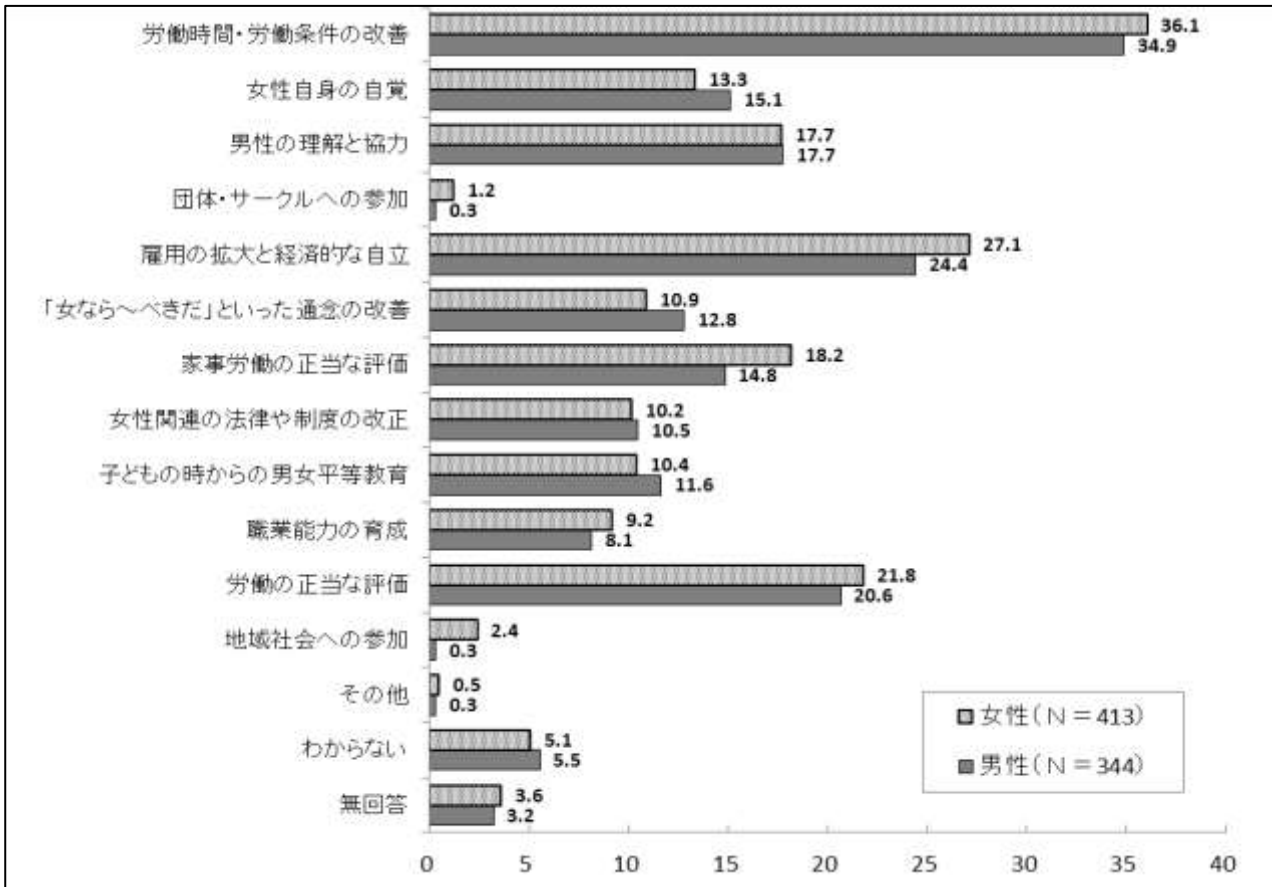
- ①地域での学習機会の提供と学習活動の支援促進
- ②男女の社会参画促進と学習機会の充実

(2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供

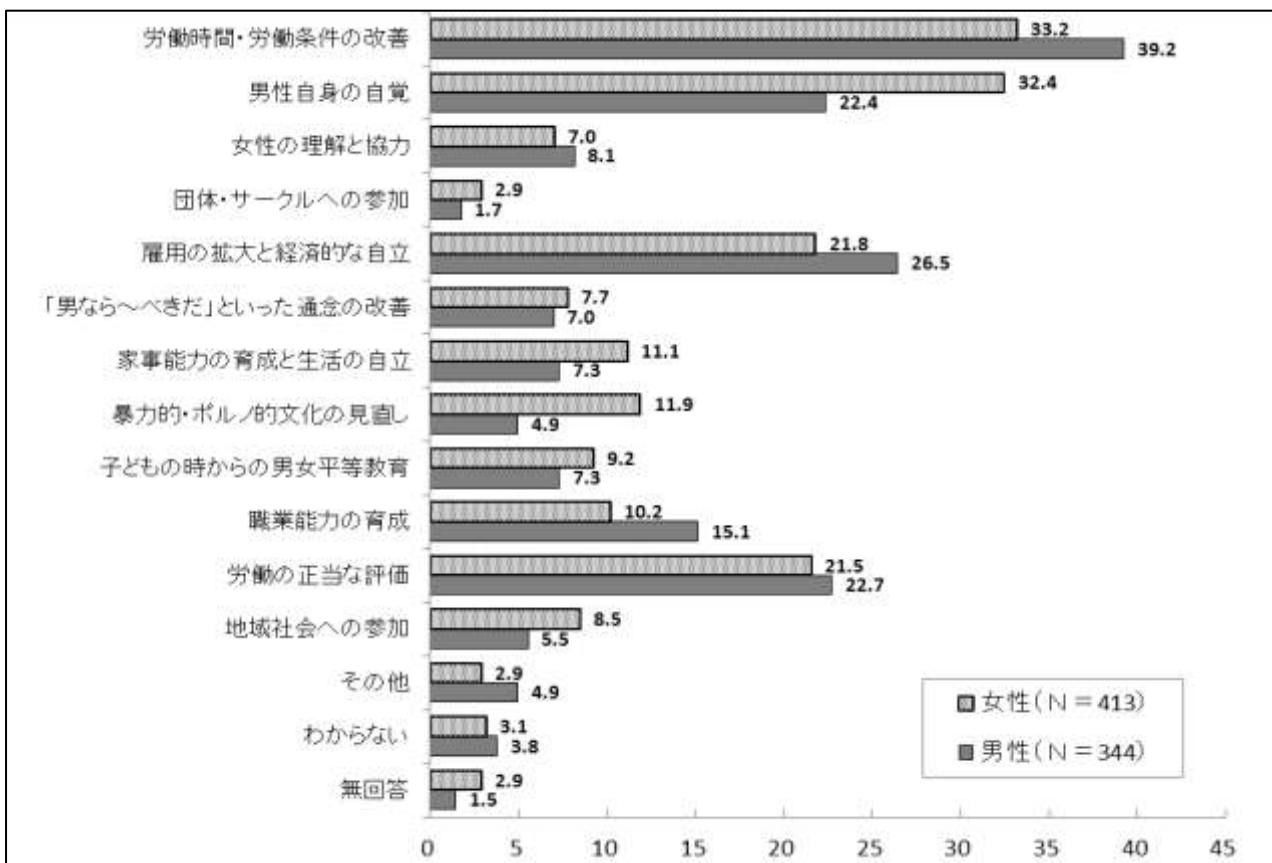
- ①関連施設における情報の提供充実
- ②市民の学習ニーズに応じた情報の提供



【資料】女性がおかれている社会的条件の改善のために、必要だと思うこと。(複数回答)



【資料】男性がおかれている社会的条件の改善のために、必要だと思うこと。(複数回答)



(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

基本方向4. 生涯にわたる男女の健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会形成にあたっての前提であり、男女が共に心豊かに生き生きと暮らすためには、何よりも心と体の健康が基本となります。

特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。子どもを産む・産まないに関わらず、また、年齢に関わらず、全ての女性の生涯を通じた健康を支援するため、「性と生殖に関する健康と権利」(*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の視点を踏まえた総合的な取組を進めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるようにすること。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援

- ①妊娠・出産・育児の時期を安心して過ごすための相談・支援の充実
- ②不妊治療など、保健・医療に関連する情報の提供

(2) 男女平等の視点に立った性教育の促進

- ①性に関する正しい情報の提供と教育の推進
- ②思春期における保健対策の推進

(3) 成人期・高齢期における健康づくり支援

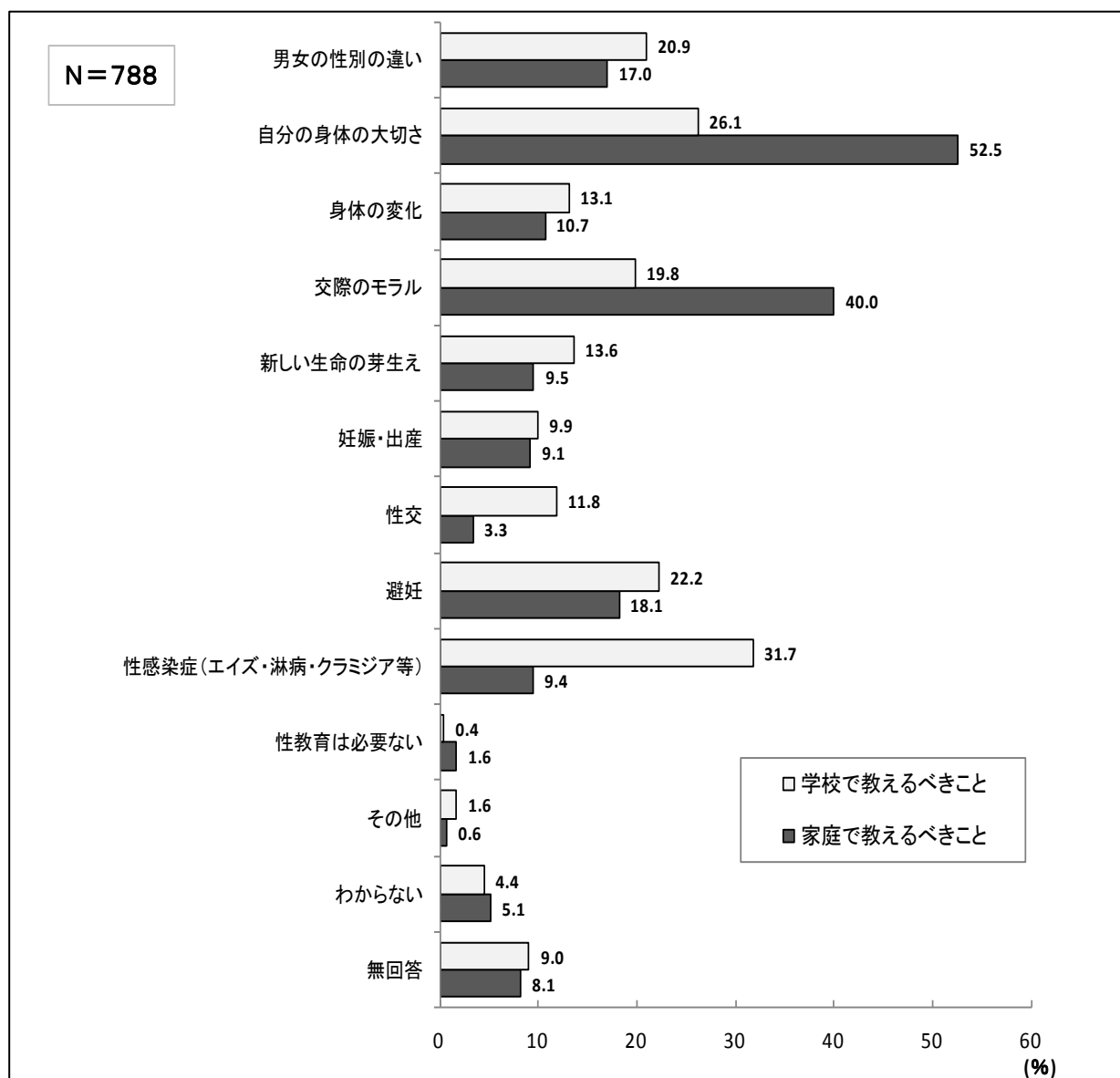
- ①医療相談や情報の提供
- ②健康づくりを意識した啓発活動推進

(4) 保健・医療体制の充実

- ①市立釧路総合病院に女性専門外来の設置に向け、女性医師の確保に努力するなど医療体制の充実

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
 リプロダクティブ・ヘルス/ライツには、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて自分の健康を主体的に守って生きることを言います。

【資料】性教育については、学校・家庭で教えるべきことはどれですか。(複数回答)



(平成24年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

第 3 章



プランの推進

1 プランの推進体制

(1) 釧路市男女平等参画審議会

市民や事業者、学識経験者などで構成している釧路市男女平等参画審議会において、各種施策についての総合的な観点に立った意見をいただくなど、審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

(2) 庁内推進体制

プランに基づく各施策の推進においては、市役所内において関係部局が連携しながら取組を進める必要があることから、全庁的組織である「釧路市男女平等参画推進庁内連絡会議」を通じて、男女平等参画施策を総合的かつ効果的に推進します。また、市職員がそれぞれの業務に男女平等参画の視点を活かすことができるよう職員研修等を行い、男女平等参画について市職員の認識を深めます。

(3) 市民団体、事業者との連携

男女平等参画の推進に関して自主的な取組を行っている市民団体やグループを支援・育成し、連携を図ります。また、男女平等参画の推進には事業者が担う役割が大きいことから、事業者に対する情報提供等により、事業者との連携に努めます。

(4) 国、北海道との連携

男女平等参画の取組を効果的に推進するため、国や道などの関係機関と広範な連携を図ります。

2 プラン推進のための取組

(1) 市民・事業者意識調査の実施

市民や事業者の男女平等参画に関する意識や実態を把握し、時系列的に比較・検証するため、男女平等参画に関する市民・事業者意識調査等を継続的に行います。

(2) プランに基づく施策の進行管理

プランに基づく各施策の進行管理を行うため、年次的に進捗状況を把握していきます。

(3) 市の施策にかかわる苦情への対応

市が実施する施策で男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情等の相談を受け、問題の解決に向け、適切に対応します。

【各部関連事業】

(平成25年度時点)

基本目標 I 男女の人権の尊重

1 男女の人権についての認識浸透

(1) 多様な機会をとおしての広報・啓発

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①「男女共同参画週間」など様々な機会をとおしての男女平等意識の浸透	・男女共同参画週間に合わせた通信発行等の取組	・男女平等参画通信の発行（公共施設等資料コーナー設置） ・その他情報の提供	総合政策部	14
②各種講座、講演会の開催	・啓発講座の開催 ・関連課との共催講座 ・各種集会等での啓発資料の配布	・講演会等の開催 ・「思春期保健講座」（中学生、高校生、保護者等対象） ・各講座、成人式、公共施設でのダイジェスト版の配布	総合政策部 こども保健部 学校教育部 所管部全般	14
③男女平等参画通信の発行、広報紙・ホームページの活用	・男女平等参画通信発行 ・プランダイジェスト版の作成、配布 ・その他資料の配布 ・各種講座のPR、取材依頼 ・広報紙への啓発記事掲載	・通信の発行 ・各戸配布、学校・職場・団体・成人式等で配布 ・国・道・関連資料 ・男女共同参画週間記事掲載・DV防止関連記事掲載（6月・11月）	総合政策部 総合政策部 所管部全般 所管部全般 所管部全般	14

(2) 調査活動及び情報の収集・提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①国内法等、女性に関する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正などの情報提供 ・国、道、道内各市からの情報収集・提供 ・通信発行 ・パンフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV・均等法・育児・介護休業法の改正時記事掲載 ・各種女性関連法整備及び関連事業に関する情報のお知らせ 	所管部全般 総合政策部 総合政策部 総合政策部	14
②関連団体との連携を通して地域への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・女性団体等を通しての資料の配布 ・庁内関連課の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体開催事業の情報提供 ・子育て・DV関連事業などの情報提供 	総合政策部 所管部全般	14
③男女平等に関する調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査 ・企業調査 ・労働基本調査 ・ひとり親生活実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関する意識・実態調査 ・市内事業所対象 ・市内事業所対象 ・母子・父子家庭の生活実態調査 	総合政策部 総合政策部 産業振興部 こども保健部	14

(3) メディアにおける男女の人権への配慮

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①女性の人権尊重、固定的性別役割分担にとられない表現の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・有害図書販売の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・監視員の立ち入り調査 	生涯学習部	14
②公的広報等における性差別につながらない表現の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」(道作成)に基づく表現の推進 		総合政策部	14

2 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進

(1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①学校での発達段階に応じた男女の人権尊重と男女平等を学ぶ教育推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期教育関係職種研修会及び会議・講座 ・ 赤ちゃんふれあい体験学習（中学生） ・ 啓発講座 ・ スクールカウンセラーの配置 ・ 教育相談 ・ 家庭教育支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性教育に関わる教職員等を対象とする講座等 ・ 実際の赤ちゃんとお母さんの親子のふれあい ・ 「性感染症予防と避妊法について」（高校生対象） ・ 「喜びの性、悲しみの性、自分らしく生きるには等」（中学生対象） ・ 24時間いじめカットライン ・ 一般教育相談（市民、教職員、保護者、児童） ・ PTA等と連携した家庭教育に関する学習機会の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 こども保健部 学校教育部 こども保健部 学校教育部 学校教育部 学校教育部 	17
②学校での児童・生徒の活動をとおり、男女が互いに尊重し、性差（ジェンダー）を理解する学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校における道徳教育の推進を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育部 	17
③学校教育に携わる教職員や関係者に対して、様々な機会を活用し、男女平等参画に対する正確な理解と意識啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等 		<ul style="list-style-type: none"> 学校教育部 総合政策部 	17

(2) 家庭・地域における男女平等教育に関する教育・学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①子どもの持つ平等観や性別役割分担意識は、家庭の教育観や生活習慣等が強く反映することを認識し、家庭教育に関する学習機会や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援事業 ・啓発講座 ・いきいき女性講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等と連携した家庭教育に関する学習機会の提供等 ・DV・児童虐待関連講演会 ・生涯学習の一環としての講座 	学校教育部 こども保健部 生涯学習部	17
②子どもに接する様々な関係者、保護者等への学習機会の提供及び意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ講座（夫の参加） ・子育て家庭ガイドブック発行 ・子育て相談 ・育児相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日を利用して出産に向けた実技・講話 ・子育てのアドバイス、市に事業・制度を紹介 ・子育てに関する悩み等 ・6～7ヶ月育児相談を利用し、親の心の成長について相談 	こども保健部 こども保健部 こども保健部 こども保健部	17



3 女性に対する暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①幅広い関係機関や関係者による連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭福祉推進連絡協議会（関係機関連携事業） ・生活安全施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会 ・暴力追放防犯運動団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 市民環境部 	20
②「女性への暴力をなくす運動」キャンペーンを実施するなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の意識醸成への啓発活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画通信の発行 ・その他情報提供 ・広報紙掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の発行 ・情報提供と意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 こども保健部 総合政策部 こども保健部 総合政策部 	20

(2) 女性への暴力防止と被害女性への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①相談・保護・自立支援等の総合的支援をめざし、関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭福祉推進連絡協議会（関係機関連携事業） ・シェルター（民間NPO）への支援 ・DV相談・支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会 ・シェルターへの支援 ・配偶者暴力支援センターや警察との連携による被害者支援 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 こども保健部 こども保健部 	20
②被害者の相談や緊急一時保護（シェルター等）などに対応するための相談担当者の研修充実	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力被害者サポーター養成講座 		<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 総合政策部 	20

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①雇用・教育等の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の啓発活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙掲載 ・職域からの要請講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と意識啓発 ・市内事業所対象研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興部 総合政策部 	20
②セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画通信発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 	20

基本目標 II 男女が共に働くための環境づくり

1 就労の場における機会均等の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①事業主及び労働者等へ雇用機会均等法などの周知と啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画通信掲載 ・広報紙掲載 ・均等法説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の発行 ・情報提供と意識啓発 ・情報提供と意識啓発 	総合政策部 総合政策部 産業振興部	24
②企業における女性の職域拡大や管理職登用等、男女平等参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査と報告 ・雇用労働相談員設置 ・労働基本調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働相談所で労働相談実施 ・市内事業所対象 	総合政策部 産業振興部 産業振興部	24

(2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①パートタイム・派遣労働者等に関する雇用の相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働相談員設置 ・労働基本調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働相談所で労働相談実施 ・市内事業所対象 	産業振興部 産業振興部	24
②パートタイム・派遣労働者に関する労働法の周知や関連する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各種制度の広報紙掲載 ・男女平等参画通信掲載 ・関係機関・関係課連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と制度の周知 ・通信の発行 ・情報提供と意識啓発 	総合政策部 総合政策部 産業振興部	24

(3) 職場における男女平等意識の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①職場における固定的な性別役割分担意識の是正	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画通信掲載 ・広報紙掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の発行 ・情報提供と意識啓発 	総合政策部 総合政策部	24
②男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画通信掲載 ・広報紙掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の発行 ・情報提供と意識啓発 	総合政策部 総合政策部	24

2 男女の仕事と家庭の両立

(1) 育児・介護休業制度等の定着促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①働き方の見直しを進め、男性の育児・介護休暇の取得促進	・市職員の育児休業等取得促進	・啓発PR紙の発行 ・リーフレット配布	総務部	26
②男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成促進	・男女平等参画通信掲載 ・広報紙掲載	・通信の発行 ・情報提供と意識啓発	総合政策部 総合政策部	26
③育児・介護休業法など各種休暇制度等の周知・啓発	・男女雇用機会均等法（育児・介護休暇制度活用）の周知	・情報提供	産業振興部 総合政策部	26

(2) 女性の就業機会の拡大と再就職支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①女性の職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報の提供	・関係機関等との連携	・情報提供	産業振興部 総合政策部	26
②女性の再就職を支援するための研修等の情報提供	・再就職セミナー ・広報紙掲載	・国、道、他団体等との連携 ・情報提供と意識啓発	産業振興部 総合政策部 産業振興部 総合政策部	26

(3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた各種啓発	・「子どもチャレンジ」講座（父子参加） ・「すこやか子育て」講座 ・マタニティ講座	・親子で参加する講座 ・親子で参加する講座 ・父親も一緒に参加（講話と実践）	生涯学習部 生涯学習部 こども保健部	26
②男女平等観に基づく子育てなど家庭教育に関する学習機会や情報の提供	・家庭教育支援事業 ・いきいき女性講座	・PTA等と連携した家庭教育に関する学習機会の提供等 ・生涯学習の一環としての講座	学校教育部 生涯学習部	26

3 多様な働きかたを可能にする環境整備

(1) 男女の職業能力の開発と就業支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①個々の職業能力を高めるための自己啓発に関する情報提供等の支援	・再就職セミナー	・国、道、他団体等との連携	産業振興部 総合政策部	31
②情報通信機器を活用した働き方への相談・支援	・講習会等の開催情報提供	・道、他団体等との連携	産業振興部	31

(2) 多様な働き方を可能にするための情報提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①起業を目指す女性への必要な知識や手法、学習機会に関する情報提供	・各種講座の開催情報の提供	・情報誌、ホームページ等	産業振興部	31
②関係機関との連携等による相談・支援	・実務研修セミナー	・道、産業支援機関と連携 (人材育成事業)	産業振興部	31

(3) 農業等自営業に従事する女性への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①自営業に従事する女性の役割の正当評価と、経営や生活など、あらゆる場における男女平等参画の促進	・家族従事者の実態把握 ・啓発、情報提供	・組合等他団体との連携 ・組合等他団体との連携	総合政策部 産業振興部 総合政策部 産業振興部	31
②女性が生産や経営の重要な担い手として、必要な経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修機会や情報提供を促進	・農業の担い手の育成	・研修会の開催	産業振興部	31
③女性が働きやすく活動しやすい環境整備の推進	・酪農ヘルパー事業への支援	・農休日普及の推進	産業振興部	31

基本目標 Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①各種審議会等委員の公募拡大を促進し、活性化を図るとともに女性委員の登用割合4割を達成する	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進庁内連絡会議 ・関係団体との連携 		総合政策部	33
			総合政策部	
②女性の行政への関心向上を図るための学習機会の提供を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携 ・市民意識調査 ・男女平等参画審議会 		総合政策部	33
			総合政策部	
			総合政策部	

(2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①まちづくり等様々な分野における意思決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進庁内連絡会議 ・関係団体との連携 		総合政策部	33
			総合政策部	

(3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①企業における女性の参画拡大に向けた取組促進のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道、関係機関等からの情報収集・提供 ・男女平等参画通信掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 ・通信の発行 	総合政策部	33
			総合政策部	
②企業はじめ各種団体など様々な分野における方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・企業意識調査 ・男女平等参画通信掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の発行 	総合政策部	33
			総合政策部	
③様々な分野で活躍する女性の人材情報の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携 		総合政策部	33

2 家庭・地域社会における男女平等参画の推進

(1) 地域社会における男女平等参画に関する学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①PTA・町内会等の研修会など男女平等参画に関する学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等への参加 ・PTAおやじの会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学区における父親参加の促進 	総合政策部 学校教育部	35
②地域活動組織における男女の参画を進めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体との連携による啓発講座・事業開催 ・道外派遣研修 ・家庭生活カウンセラー養成講座 ・コミュニティーリーダー養成 ・学校支援ボランティア ・市民運動の啓発活動 ・消費者教育・啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年派遣 ・毎年3級・2級を交替開催 ・地域教育力向上及び指導者支援 ・学校教育活動に対する地域住民の自主的支援 ・各種研修会の開催 ・出前講座等各種学習会の開催 	総合政策部 総合政策部 総合政策部 学校教育部 学校教育部 市民環境部 市民環境部	35



(2) 家庭・地域における男女平等参画促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①地域における自主活動組織への情報提供及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性団体役員研修 ・各種講座 ・コミュニティーリーダー養成 ・学校支援ボランティア ・地域組織への活動費一部助成 ・活動支援・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 ・地域教育力向上及び指導者支援 ・学校教育活動に対する地域住民の自主的支援 ・活動支援と情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 総合政策部 学校教育部 学校教育部 市民環境部 総合政策部 	35
②男性の家庭生活、地域活動への参画促進をめざし各種講座の開催及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもチャレンジ」講座（父子参加） ・「すこやか子育て」講座 ・マタニティ講座 ・「ライフステージ」講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で参加する講座 ・親子で参加する講座 ・父親も一緒に参加（講話と実践） ・生涯学習の一環としての講座 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習部 生涯学習部 こども保健部 生涯学習部 	35

(3) 男女平等参画に関する活動への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①活動拠点の整備と関係団体等への情報提供や支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の整備 		総合政策部	35

(4) 防災分野における男女平等参画の促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①防災に関する政策・方針決定過程への女性参画拡大	・ 釧路市防災会議	・ 地域防災計画の策定等に女性委員の参画	総務部	35
②女性の視点を活かした地域防災組織活動や避難所運営マニュアルの策定	・ 各種防災訓練の実施	・ 防災訓練への家族での参加を促す	総務部	35
③男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の整備、防災意識の普及啓発促進	出前講座等の開催	・ 情報提供 ・ 防災活動への男女平等参加を促す	総務部	35
④消防団における女性の参画促進	・ 女性消防団員の入団促進	・ 各分団による地域（自主防災組織、町内会等）との連携	消防本部	35

(5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①姉妹都市等との交流を通じ異文化・価値観の多様性の理解促進	・ 姉妹都市等との連携強化	・ 情報交換及び連携	総合政策部	35
②世界平和や地球環境保全の相互理解のための交流推進	・ 国際交流団体との連携強化	・ 情報交換及び連携	総合政策部	35
③国際的な男女平等参画に関する情報の収集・提供	・ 男女平等参画通信掲載	・ 情報提供	総合政策部	35

基本目標 IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

1 相談・支援体制の充実

(1) 相談窓口体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①各種相談機関の連携及び相談窓口の周知	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部	37
	・母子・女性関係相談	・相談と指導の実施	こども保健部	
	・各種相談窓口の周知用チラシ作成	・情報提供	総合政策部	
	・広報紙掲載	・各種相談窓口の周知	総合政策部	
	・男女平等参画通信掲載	・通信の発行	総合政策部	

(2) 支援機能の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①相談員の資質向上とサポート体制の充実	・研修機会等の情報提供等	・関係団体との連携	総合政策部 関係各部	37
②関係機関との連携による支援の充実	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部	37

2 安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者福祉の充実及び社会参加促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①介護予防体制の構築	・介護予防事業の充実	・予防教室等の開催	福祉部	38
②地域社会への参加促進	・生きがい対策事業	・研修会等の開催	福祉部	38
	・老人クラブ活動促進	・研修会等の開催	福祉部	

(2) 障がい者の自立した生活の支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①各種施策の総合的な推進、雇用・就労の促進支援	・自立支援給付、地域生活支援事業の充実	・各種サービスの提供	福祉部	38

(3) 社会全体での子育て支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①多様な保育サービス、地域における子育て支援の推進	・地域子育て支援拠点事業	・子育てサークルの活動支援など	こども保健部	38
	・特別保育サービス	・時間延長保育、障がい児保育など	こども保健部	
	・「すきやき隊」による子育て支援	・地域との連携による子育て支援	こども保健部	
	・ファミリーサポートセンター事業による育児支援	・地域における子育て支援	こども保健部	
	・支援ガイドブック発行	・情報提供	こども保健部	
	・放課後児童クラブ		こども保健部	
	・児童館母親クラブ		こども保健部	
②子育て相談・支援関連の情報の提供	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部	38
	・地域子育て支援事業	・相談、情報収集・提供	こども保健部	

3 生涯学習の推進

(1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①地域での学習機会の提供と学習活動の支援促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習まちづくり出前講座 ・各種生涯学習講座開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の要請により、市職員が講師となり行う出前講座 ・生涯学習推進のための講座 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習部 生涯学習部 	41
②男女の社会参画促進と学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係女性団体活動支援 ・コミュニティー施設の運営 ・道外派遣研修 ・各種情報誌の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年派遣 ・情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 市民環境部 総合政策部 総合政策部 	41

(2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①関連施設における情報の提供充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設への資料配布依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所・各支所・コミュニティセンター・生涯学習センター・交流プラザさいわい・図書館他 	総合政策部	41
②市民の学習ニーズに応じた情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙掲載 ・情報コーナーの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会の提供 ・情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 総合政策部 	41

4 生涯にわたる男女の健康支援

(1) 妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①妊娠・出産・育児の時期を安心して過ごすための相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付及び健康相談 ・マタニティ講座 ・6～7ヶ月児育児相談 ・子育てに関する講座等 ・訪問指導、電話・来所による相談 ・雇用機会均等法・労働基準法等の関連情報の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳交付時の指導、相談 ・妊婦の健康や子育て準備（講話と実践） ・乳児期の発育・発達の確認と相談・指導 ・食育や子育て等に関する教室など ・家庭訪問、育児ダイヤル ・国、道、他団体等との連携と情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 こども保健部 こども保健部 こども保健部 こども保健部 産業振興部 	43
②不妊治療など、保健・医療に関連する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・道との連携 	こども保健部	43

(2) 男女平等の視点に立った性教育の促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①性に関する正しい情報の提供と教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期保健講座 ・思春期保健相談 ・赤ちゃんふれあい体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・性と心の問題講座（高校生対象、中学生対象） ・思春期の性と心の相談 ・中学生対象の体験学習 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 こども保健部 学校教育部 こども保健部 	43
②思春期における保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期保健講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生対象、保護者対象 ・性感染症予防及び自分を大切にする心の教育 	こども保健部	43

(3) 成人期・高齢期における健康づくり支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①医療相談や情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育 健康相談 女性相談の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりに関する教室など 電話、来所相談実施 様々な女性の相談実施（出産、母子、DV等） 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 こども保健部 こども保健部 	43
②健康づくりを意識した啓発活動推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種健康講座 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりに関する教室など 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 	43

(4) 保健・医療体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①市立釧路総合病院に女性専門外来の設置に向け、女性医師の確保に努力するなど医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 女性専門相談窓口（女性看護師対応）の設置 	市立釧路総合病院	43





資料編

プラン見直しの経過

平成24年 5月	5/29	第1回審議会 ●中間見直しスケジュール確認	・市民意識調査内容の検討
6月			↓
7月			
8月	8/28	第2回審議会 ●市民意識調査の調査内容検討・決定	
9月			・市民意識調査実施準備作業 (調査票印刷、対象者リスト作成)
10月			・市民意識調査票の発送(2,000件)
11月	11/27	第3回審議会 ●市民意識調査の途中経過報告	・市民意識調査票の回収(11/15期日)
12月			・市民意識調査の集計作業
平成25年 1月			↓
2月			
3月	3/28	第4回審議会 ●市民意識調査の集計結果概要報告	・市民意識調査結果取りまとめ、報告書の作成
4月			・市民意識調査報告書の配布
5月	5/29	第1回審議会 ●市民意識調査の結果報告	・プラン中間見直しの内容検討
6月			↓
7月	7/24	第2回審議会 ●プラン中間見直し概要説明・意見聴取	
8月			
9月			
10月			・プラン中間見直し素案概要取りまとめ
11月	11/6	第3回審議会 ●プラン中間見直し案説明・意見聴取	
12月	12/24	第4回審議会 ●プラン中間見直し素案・意見聴取 ※「くしろ男女平等参画プラン・中間改定」(素案)内容の最終確認	・「くしろ男女平等参画プラン・中間改定」(素案)策定と審議会委員への内容確認作業
平成26年 1月			
2月	★パブリックコメント実施 2/26	第5回審議会	・パブリックコメント意見反映
3月			・「くしろ男女平等参画プラン・中間改定」冊子作成 ・市議会委員会への「くしろ男女平等参画プラン・中間改定」報告

釧路市男女平等参画審議会委員名簿

(第2期：平成25年6月29日～平成27年6月28日)

氏 名	職 業 等	
玉 井 康 之	北海道教育大学釧路校教授	副会長
篠 田 奈保子	弁護士／はるとり法律事務所	
畑 中 悦 子	元プラン推進懇話会委員 元条例検討委員会委員	
高 橋 ひろみ	元プラン推進懇話会委員 元条例検討委員会委員	会 長
青 沼 直 樹	釧路信用金庫経営企画部長	
池 田 雄	株式会社三ッ輪商会経理課長	
情 野 裕 良	釧路商工会議所企画広報課長	
小 関 雅 人	北海道釧路総合振興局保健環境部 環境福祉長	
館 岡 まり子	釧路市立山花小中学校校長	
長 内 栄 子	公募委員	
穂 積 貴美子	公募委員	
廣 島 悠 作	公募委員	

釧路市男女平等参画推進条例

平成22年12月15日
釧路市条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策（第10条—第20条）

第3章 釧路市男女平等参画審議会（第21条）

第4章 補則（第22条）

附則

（前文）

すべての人が個人として尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる地域社会の実現は、私たち市民の共通の願いである。

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等を定める日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会の取組と連動しながら、法制度を整備することにより進められてきた。

私たちのまち、釧路市においても、男女平等参画に関する基本計画である「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた様々な施策を実行してきた。

しかしながら、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害や職場、家庭、地域などにおける性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や慣行が依然として存在しており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要な状況である。

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境が急速に変化している中で、社会のあらゆる分野において男女の人権が尊重され、平等な関係で互いに協力し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことができる男女平等参画社会を実現しなければならない。

このような認識の下、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として社会的又は文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、社会的に不利な状況にある男女のいずれか一方に対し、格差の改善の機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 夫婦若しくは恋愛関係その他の親密な関係にあり、又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力行為及び暴力的行為（以下「暴力行

為等」という。)をいう。

- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること及び性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者等 市内において、公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず事業を行う者並びに市内における自治会等の地域の自治組織及び市民活動団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において、学校教育、社会教育、家庭教育及び地域教育にかかわるすべての者をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- (2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女平等参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な連携の下に行っていくこと。
- (7) 男女が、自らの性を大切にしながら互いの人格を尊重しあうことができるよう、あらゆる形態の暴力を根絶すること。
- (8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施するとともに、その他の施策についても男女平等参画の視点に立って実施する責務を有する。

- 2 市は、男女平等参画の推進に当たり、市民、事業者等、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を図る責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、その教育活動において、男女平等参画社会についての理解を促し、伝えていくよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) その他性別に起因すると認められる暴力行為等

(情報を公表する際の留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策

(基本計画の策定及び見直し)

第10条 市長は、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ第21条第1項に規定する釧路市男女平等参画審議会（第20条において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定するときは、市民、事業者等及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）の意見を反映させることができるよう、適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し、又は必要に応じて変更することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(調査及び研究)

第11条 市は、男女平等参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

(教育の分野における措置)

第12条 市は、市民等の男女平等参画の推進についての理解を促進するため、学校教育、社会教育、家庭教育、地域教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、男女平等参画の基本理念に対する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的に調整し、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、男女平等参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第17条 市は、男女平等参画の推進に積極的に取り組む市民等の活動に対し、これを支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第18条 市は、市における人事管理及び組織運営において、基本理念にのっとり、男女が性別にとらわれることなくそれぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるとともに、市が出資する団体においても同様の措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し男女平等参画のための調査等について、協力を求めることができる。

(附属機関等の委員の構成)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関等として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

(意見等の申出等)

第20条 市民は、男女平等参画に関する市の施策についての意見若しくは苦情又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出に係る事務を行わせるため、男女平等参画相談員を設置することができる。

3 前項の男女平等参画相談員は、第1項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第3章 釧路市男女平等参画審議会

第21条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、釧路市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問又は必要に応じて男女平等参画の推進に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(2) 毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、市長に意見を述べること。

(3) 前条第2項の男女平等参画相談員が対応した事例の中から、市の施策の改善が必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、15名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認めた者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道男女平等参画推進条例

平成13年3月30日公布
北海道条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画（第8条）

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策（第9条—第17条）

第3節 道民等からの申出（第18条）

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員（第19条—第22条）

第4章 北海道男女平等参画審議会（第23条—第31条）

附則

（前文）

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで

- き、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

- 第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

- 第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱

二 男女の人権の尊重に関する事項

三 男女平等参画の普及啓発に関する事項

四 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

（道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進）

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

（道民等の理解を深めるための措置）

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

（事業者への協力の依頼）

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

（調査研究）

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（道民の活動等に対する支援）

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（推進体制の整備）

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

- 一 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
- 二 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
- 三 第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べるることができる。

(知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第五号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- 一 学識経験のある者
- 二 男女平等参画に関係する団体の役職員
- 三 事業者を代表する者
- 四 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
- 五 公募に応じた者

2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は

慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱二前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法

令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを

問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いづれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。
あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適切なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適切な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適切な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適切な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に

対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗よく状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、

その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行ふ。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

IL0156 号条約 [家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約]

[前文略]

第一条

- 1 この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。
- 2 この条約は、介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても、適用する。
- 3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」とは、各国において第九条に規定する方法のいずれかにおいて定められる者をいう。
- 4 1及び2に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。

第二条

この条約は、経済活動のすべての部門について及びすべての種類の労働者について適用する。

第三条

- 1 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責任を有する者であって職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする。
- 2 1の規定の適用上、「差別」とは、千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約の第一条及び第五条に規定する雇用及び職業における差別をいう。

第四条

男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使することができるようにすること。
- (b) 雇用条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

第五条

更に、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 地域社会の計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。
- (b) 保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービス（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）を発展させ又は促進すること。

第六条

各国の権限のある機関及び団体は、男女労働者の機会及び待遇の均等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する公衆の一層深い理解並びに当該問題の解決に資する世論を醸成する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。

第七条

家族的責任を有する労働者が労働力の一員となり、労働力の一員としてとどまり及び家族的責任によって就業しない期間の後に再び労働力の一員となることができるようにするため、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置（職業指導及び職業訓練の分野における措置等）をとる。

第八条

家族的責任それ自体は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。

第九条

この条約は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定、判決若しくはこれらの方法の組合せにより又は国内慣行に適合するその他の方法であつて国内事情を考慮に入れた適当なものにより、適用することができる。

第十条

- 1 この条約は、国内事情を考慮に入れ、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、実施のためにとられる措置は、いかなる場合にも第一条 1 に規定するすべての労働者について適用する。
- 2 この条約を批准する加盟国は、1 に規定する段階的な適用を行う意図を有する場合には、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、当該段階的な適用の対象となる事項を記載し、その後の報告において、この条約を当該事項につきどの程度に実施しているか又は実施しようとしているかを記載する。

第十一条

使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案及び適用に当たつて参加する権利を有する。

[以下略]

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
1972年 (昭和47年)	・国際婦人年の宣言			
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ・第1回)「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」 ・「婦人問題企画推進会議」 ・「婦人問題担当室」設置		・国際交流へ婦人派遣開始
1976年 (昭和51年)	・国際婦人の十年スタート	・民法一部改正(離婚復氏制度) ・育児休業法施行		
1977年 (昭和52年)		・国内行動計画決定 ・国立婦人教育会館開館		
1978年 (昭和53年)			・北海道婦人行動計画策定	・釧路地域婦人会館設置(管内設置期成会)
1979年 (昭和54年)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択			・釧路地域婦人会館開館(平成13年福祉会館と統合)
1980年 (昭和55年)	・国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン・2回) ・女子差別撤廃条約 署名式	・女子差別撤廃条約署名決定	・14支庁に北海道婦人指導員配置(平成5年女性と改称)	
1981年 (昭和56年)	・女子差別撤廃条約発効 ・ILO156号条約採択(家族的責任)	・民法及び家事審判法の一部改正(配偶者法定相続分引き上げ)	・北海道婦人行動計画推進協議会設立	・第1回婦人教養講座開催80名(社会教育)
1984年 (昭和59年)		・総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催	・生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局設置	
1985年 (昭和60年)	・国際婦人の十年ナイロビ世界会議開催(ナイロビ・第3回) 「婦人の地位向上ナイロビ将来戦略」採択	・国籍法及び戸籍法一部改正(父母両系主義等) ・男女雇用機会均等法成立 ・女子差別撤廃条約批准	・北海道婦人問題研究懇話会を北海道女性会議に改組	
1986年 (昭和61年)		・男女雇用機会均等法施行 ・国民年金法一部改正(女性の年金権)		・婦人青少年課新設 ・第1回婦人リーダー養成講座開催(50名)
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年にむけての国内行動計画」策定	・北海道女性自立プラン策定	・女性道外派遣研修開始(国立婦人教育会館へ3名)
1988年 (昭和63年)			・生活福祉部青少年婦人室設置	
1989年 (平成元年)	・国連総会 ・こどもの権利条約採択	・新学習指導要領告示(家庭科男女共修)		・婦人教養講座を女性教養講座に改称 ・隔年婦人国際交流
1991年 (平成3年)	・海外経済協力基金(OECD)開発と女性の配慮指針策定	・育児休業法成立 ・新国内行動計画第1次改定(男女共同参画社会の形成を目指す)	・北海道女性プラザ開設	・釧路市総合計画に女性自立プランを盛り込む
1992年 (平成4年)		・育児休業法施行 ・婦人問題担当大臣任命		・女性リーダー養成講座に改称
1993年 (平成5年)		・パートタイム労働法施行	・青少年女性室と改称	

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関するアジア太平洋大臣会議（ジャカルタ）	・「男女共同参画推進本部」・「男女共同参画審議会」・「男女共同参画室」設置		・女性青少年課と改称 ・生涯学習計画に女性自立プランを位置づけ
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議（北京） ・行動綱領及び「北京宣言」採択	・介護休業制度の法制化 ・ILO156号条約批准	・女性室設置 ・北海道男女共同参画懇話会設置	・社会教育推進計画の中に策定を明文化
1996年 (平成8年)		・男女共同参画2000年プラン策定	・懇話会より新計画策定提言	・プラン策定計画決定 ・プラン推進懇話会委員決定 ・庁内会議開催 ・プランの提言
1997年 (平成9年)	・婦人の地位向上委員会（ニューヨーク）	・労働基準法の女性保護規定一部改正 ・男女雇用機会均等法改正	・北海道男女共同参画プラン策定	・釧路市男女共同参画プラン策定 ・記念講演会開催
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会～男女共同参画社会基本法の答申	・北海道国際女性フォーラム開催	・くしろプラン推進懇話会を設置 ・委員決定18名（一部公募） ・プラン冊子作成
1999年 (平成11年)		・改正男女雇用機会均等法施行 ・育児・介護休業法施行 ・男女共同参画社会基本法施行		・第1回推進懇話会開催 ・プランダイジェスト版市民配布 ・啓発講座 ・国際交流中断
2000年 (平成12年)	・国連特別総「女性2000年会議」（ニューヨーク）「北京宣言・行動綱領」の見直し評価	・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー規制法施行 ・児童虐待防止法施行		・懇話会開催12回 ・啓発講座5回 ・市民意識調査実施 ・平成12年女性週間北海道女性会議開催
2001年 (平成13年)		・内閣府男女共同参画局設置 ・「男女共同参画週間」開始 ・DV法施行 ・育児・介護休業法の一部改正	・北海道男女平等参画条例施行 ・男女平等参画審議会設置 ・「女性に対する暴力」実態調査報告 ・女性室を男女平等参画推進室に改組	・企業意識調査実施 ・啓発講座開催 ・思春期保健講座（高校生対象）10回開催 ・DVサポート養成講座等2回（民間共催）
2002年 (平成14年)			・北海道男女平等参画基本計画策定 ・北海道女性知事誕生	・企業意識調査報告書作成 ・プラン見直し着手 ・男女共同参画通信発行 ・思春期保健講座（高校生対象）11回開催 ・生涯学習女性課と名称変更
2003年 (平成15年)	・第29回女性差別撤廃委員会開催（国連）ニューヨーク（日本政府報告審査）	・女性のチャレンジ支援推進男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況報告審査 ・「性同一障害者の性別の取り扱いに関する法律」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」施行		・「くしろ男女共同参画プラン」の見直し完了（本編続行）

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
2004年 (平成16年)	・第48回国連婦人の地位向上委員会(ニューヨーク)	・「女性国家公務員の採用、登用拡大」推進本部決定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 ・「国民年金法」一部改正(育児休業中の保険料免除)	・北海道こども未来づくりのための少子化対策推進条例制定	・生涯学習課と名称変更(係名 生涯学習女性担当) ・改正ブランドダイジェスト版発行
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位向上委員会(ニューヨーク)	・国の「第2次男女共同参画基本計画」策定	・北海道配偶者暴力防止及び被害者保護支援に関する基本計画策定	・公文書性別記載欄の見直し実施 ・第2回市民意識調査実施(1400人対象)調査報告書発行 ・合併により新釧路市誕生(H17.10.11)
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正国会通過(H19.4.1スタート)		・阿寒・音別地区の意識調査実施 ・新プラン策定懇話会発足(12名)
2007年 (平成19年)		・改正男女雇用機会均等法(4月1日スタート)		・新「くしろプラン」策定(「くしろ男女平等参画プラン」発行)
2008年 (平成20年)		・改正「DV防止法」施行 ・「パートタイム労働法」改正・施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・改正「DV防止法」に基づく基本方針の改定	・「第2次北海道男女平等参画基本計画」策定	・新ブランドダイジェスト版発行 ・第2回企業意識調査実施(600社) ・プラン推進講座開催
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正	・「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	・企業意識調査報告書作成・配布 ・男女平等参画セミナー開催 ・条例検討委員会設置(10名) ・条例検討委員会開催(6回)
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・所管を教育委員会から市長部局へ移管(総合政策部市民協働推進課) ・条例検討委員会開催(3回) ・釧路市男女平等参画推進条例制定(H22.12.15)
2011年 (平成23年)	・UN Women(国連女性機関)発足		・「第2次北海道男女平等参画基本計画」指標項目等の見直し	・条例施行(4月1日から) ・釧路市男女平等参画審議会設置(12名、任期2年)H23.6.29 ・審議会開催(3回)
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位向上委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・改正「育児・介護休業法」全面施行 ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定		・審議会開催(4回) ・プラン中間見直しに向けて市民意識調査実施(2000件)

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(北京) ・APEC「女性と経済フォーラム2013」開催(インドネシア・バリ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」H25.6.26 成立、H25.7.3 公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員改選(H25.6.29) ・審議会開催(5回) ・プラン中間見直し完了 (くしろ男女平等参画プラン・中間改定策定:H26~29)
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」H26.1.3 施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・「くしろ男女平等参画プラン・中間改定」発行・配布

くしろ男女平等参画プラン
中間改定
(平成26年度～29年度)

発行年月 平成26年3月

発行 釧路市総合政策部市民協働推進課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4504. FAX 0154-23-5220

E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

<http://www.city.kushiro.lg.jp/>